

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

蕨市は、首都圏の近郊都市として、都市化が進展するなか、武蔵野の大地の恩恵を享受し、多くの先人が築いてきた独自の生活や文化を継承しながら、快適な生活環境の創造に取り組んできました。しかし一方で、近代における大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムやライフスタイルの変化に伴い、環境への負荷を増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず、地球規模の環境をも脅かすものとなっています。

そのような背景のもと、市では、平成13年3月に「蕨市環境基本条例」を制定し、また同条例に基づき、平成15年3月には「蕨市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・市が、それぞれの立場から環境の保全及び創造のための取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みにおいて、大気や騒音対策、ごみの減量などでは一定の成果を挙げ、市民の生活環境の向上に寄与してきました。また、土地区画整理事業の進展等に伴う都市基盤や公園の充実など、市民の生活環境に関する満足度の向上も図られています。

その一方で、急速な都市化は旧来の郷土の自然を大きく損ない、かつて見られた昆虫や鳥などにとって、暮らしづらい環境となってしまった面もあります。

また、膨大なエネルギー消費等に起因する地球温暖化問題については、徐々にその影響が顕在化しつつあり、猛暑日の増加やゲリラ豪雨の発生など、私たちの身近な現象としても実感されるようになっていきます。さらに東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故により、私たちはこれまでのエネルギー供給・消費のあり方を根本から見直す必要を迫られており、低炭素型の新たな社会づくりに向け、大きな転換点に立っているといえます。

さらに、国では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策を進め、平成24年9月には、生物多様性基本法に基づき生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定され、持続可能な社会の構築を確実とするために、自然との共生について、地域レベルでの対策を講じることが求められています。

このような状況の中、市では、平成14年に策定した蕨市環境基本計画の改訂時期を迎え、環境を巡る新たな社会情勢に適切に対応するために、環境施策の総合的かつ体系的な再構築を図ることとしました。

本計画は、上記のもと改訂した新しい「蕨市環境基本計画」です。これまでの環境保全の取り組み成果を踏まえつつ、人と自然が共生する良好な環境づくりに引き続き取り組むとともに、地球規模の環境問題への貢献をより積極的に視野に入れ、持続可能な循環型社会・低炭素社会への着実な歩みを進めることとします。

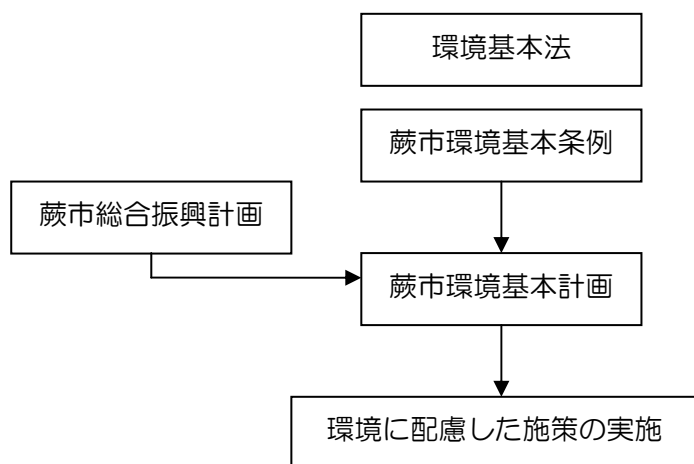
1-2 計画の目的

「蕨市環境基本条例」は、その前文のとおり、蕨市民憲章にある「みんなで力をあわせ、住みよい、美しいまちをつくること」を目指しており、本計画では、従来からのコミュニティ活動をさらに推進し、市民、事業者、市など全ての者の参加と協働により、環境にやさしい日常生活を営み、誰もが安心して快適に生き生きと暮らせる具体的な方策を示すことを目的としています。

1-3 計画の位置づけ

環境基本計画は「蕨市環境基本条例」第9条に基づいて策定されるものであり、施策的には「蕨市総合振興計画」の環境関連の部門別計画として、蕨市総合振興計画の実現を環境面から推進するものです。

計画は、現時点の社会情勢と、蕨市総合振興計画、関連計画、事業等との整合を踏まえたものとしています。



1-4 計画の期間

計画期間は平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 10 年間とします。

なお、本計画については、社会経済情勢の変化に応じて、必要に応じて見直しを行うこととします。

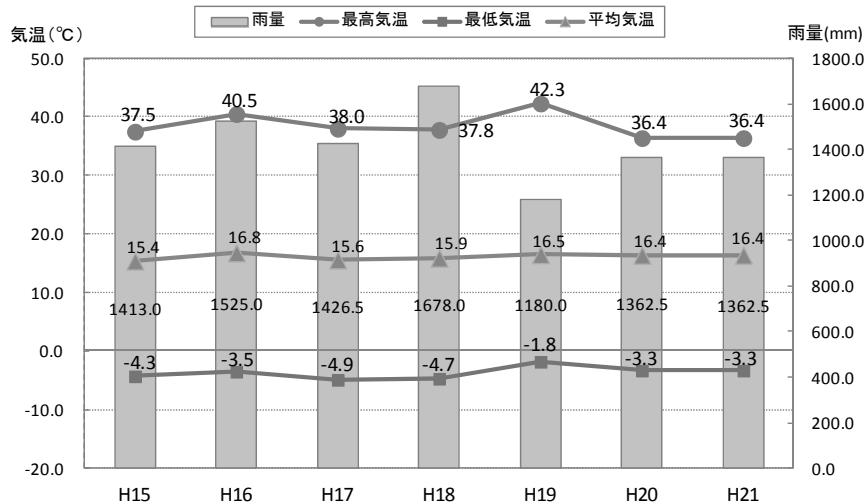
第2章 藤市の環境の現状

2-1 地域の概況

(1) 気象

市では、藤市消防署で気温、雨量、湿度、風速・風向を測定しています。

平成21年の気象の状況をみると、平均気温は16.4℃、最高気温は36.4℃、最低気温は-3.3℃、年間雨量は1362.5mmとなっています。

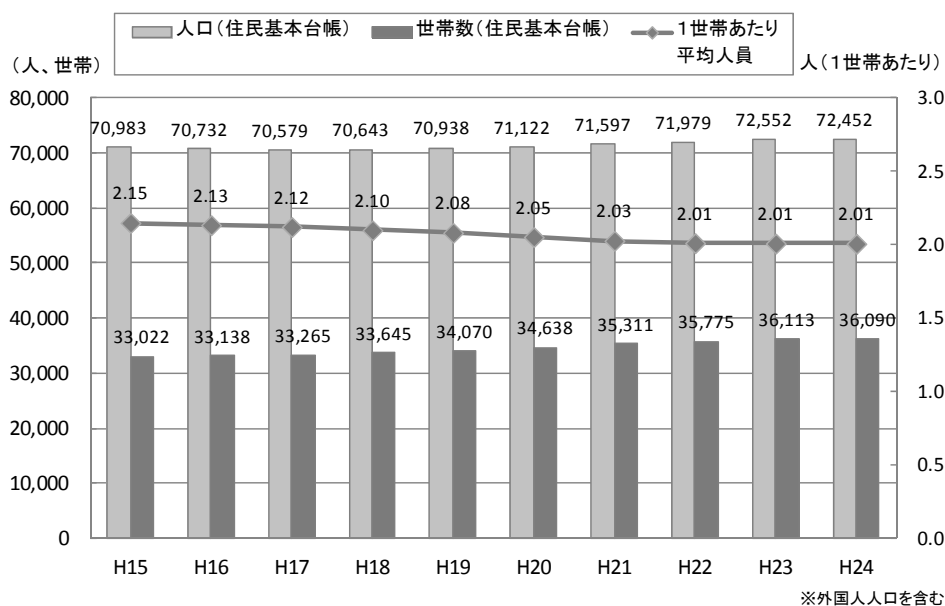


出典：統計わらび

■ 気象の状況

(2) 人口

本市の住民基本台帳人口の過去10年の推移をみると、外国人人口を含み7万人台で推移し、ほぼ横ばいから微増の状況となっています。一方、世帯数は、増加する傾向が続いており、1世帯当たりの平均人員は年々、減少する傾向にあります。



※外国人人口を含む

出典：市民課ホームページ

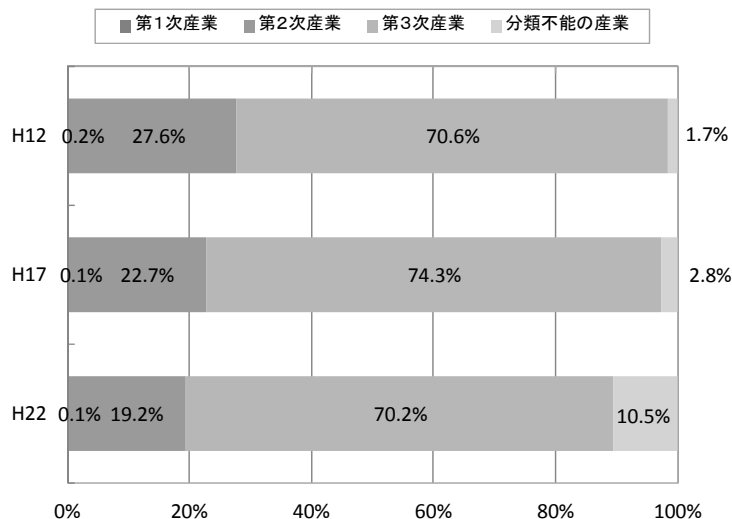
■ 人口・世帯数の状況

(3)産業

①産業別就業人口

産業別就業人口をみると、商業・サービス業などの第3次産業がおよそ7割を占めています。次いで、工業・建設業などの第2次産業が約2割を占めますが、年々減少する傾向にあり、また、農業など第1次産業は0.1%とごくわずかとなっています。

県との比較においても、第1次産業、第2次産業の比率はともに平均を下回っており、商業・サービス業等を主体とする産業構造といえます。

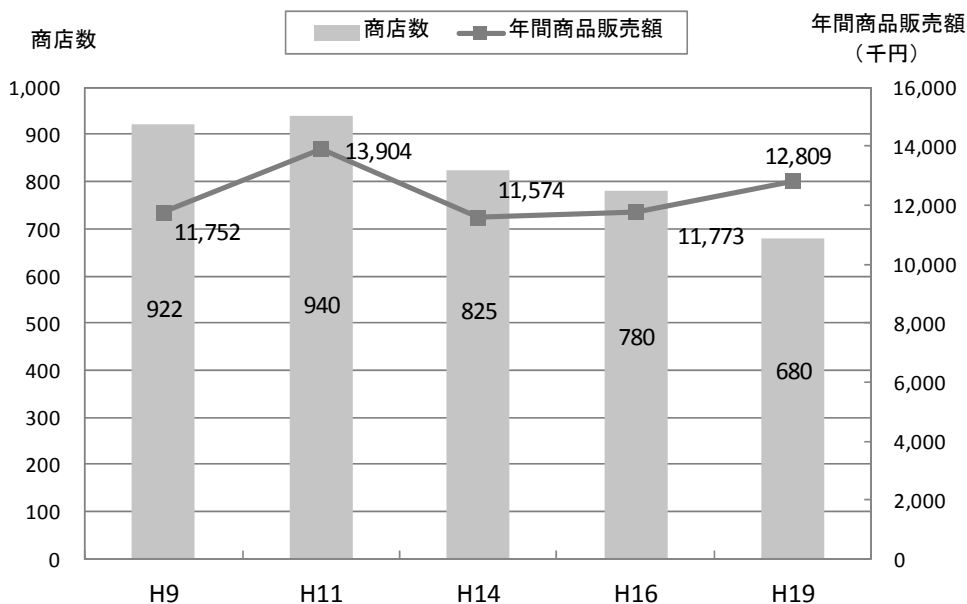


出典：国勢調査

■産業別就業人口の状況

②商業

本市の商業については、年間商品販売額は概ね横ばいの推移となっていますが、商店数は平成11年以降、減少傾向にあります。減少の要因としては商業経営者の高齢化と後継者不足などがあげられ、特に小規模な個人経営の店舗の減少が続いています。



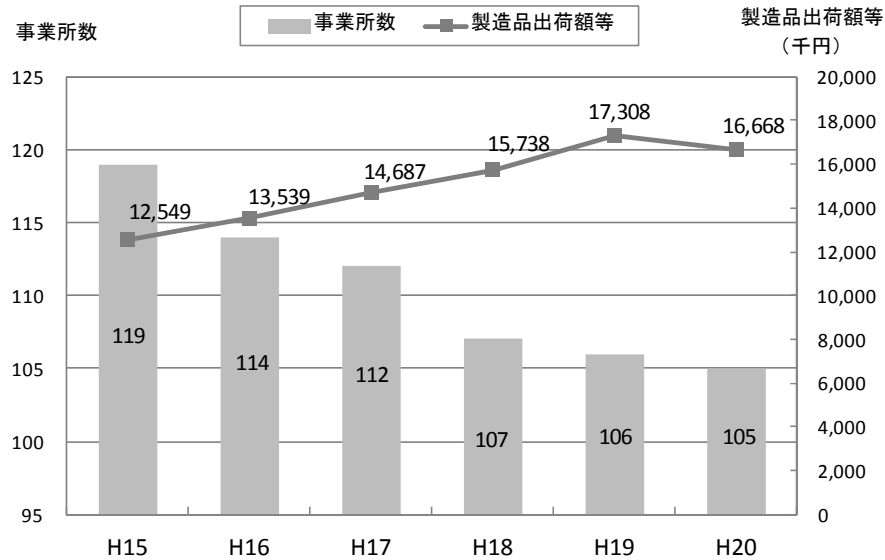
出典：統計わらび

■商業の状況

③工業

本市の工業については、事業所数は減少していますが、近年では概ね横ばいとなっています。また、製造品出荷額は平成20年を除き、増加傾向が続いてきました。

市内に立地する工場の大部分は小規模な企業で占められています。また、住宅地としての都市化が進んだ結果、工場は住宅地の中に分散して点在しており、住環境と調和した事業活動に留意する必要があります。



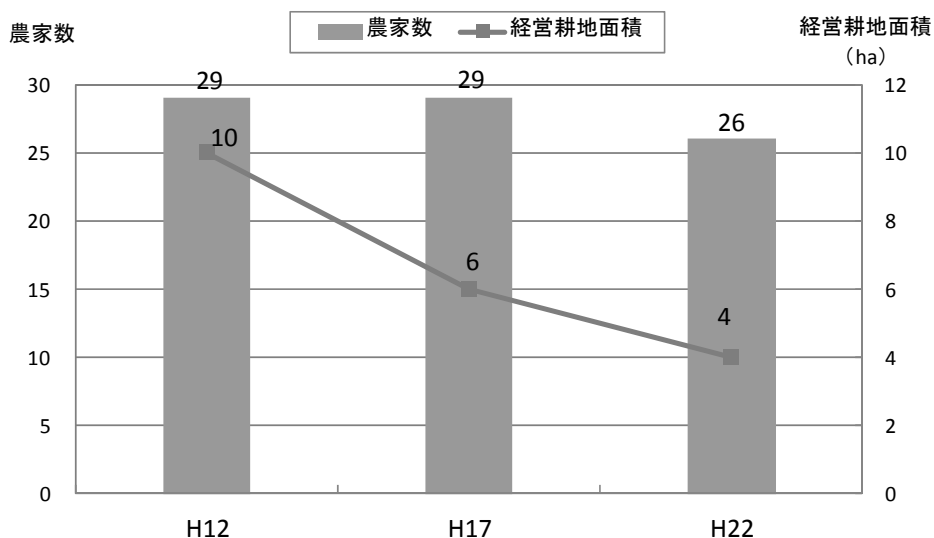
出典：統計わらび

■工業の状況

④農業

本市の農業は、農家数、耕地面積とも減少傾向にあります。

市域のほぼ全域が市街化した本市において、農地はかつての本市の名残をとどめる貴重なオープンスペース・緑地として機能しています。また、市民が土と触れ合える場としてもニーズが高まっており、都市型農業の振興等を通じ、農地の保全・維持が求められます。



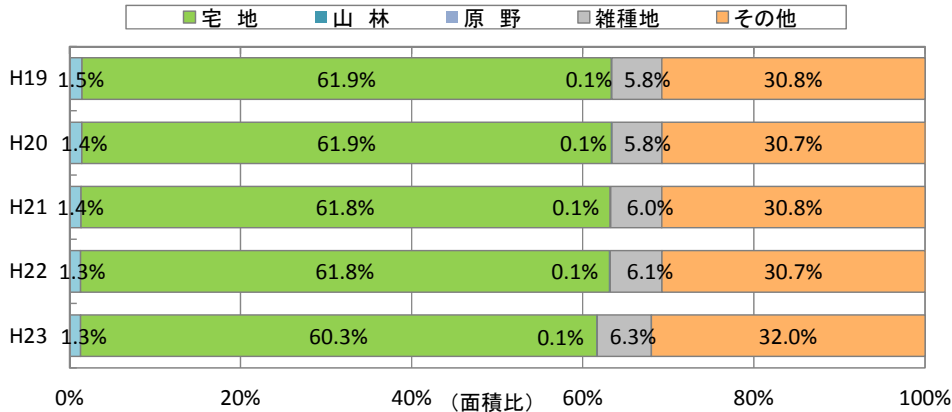
出典：埼玉県統計年鑑

■農業の状況

(4)土地利用

本市の平成 23 年度の地目別土地利用をみると、宅地が 60.3%を占め、次いでその他が 32.0%、雑種地が 6.3%となっています。

自然的な土地利用である畑は 1.3%、山林は 0.1%と極めて少なく、地域の貴重な緑地空間として保全が望まれます。



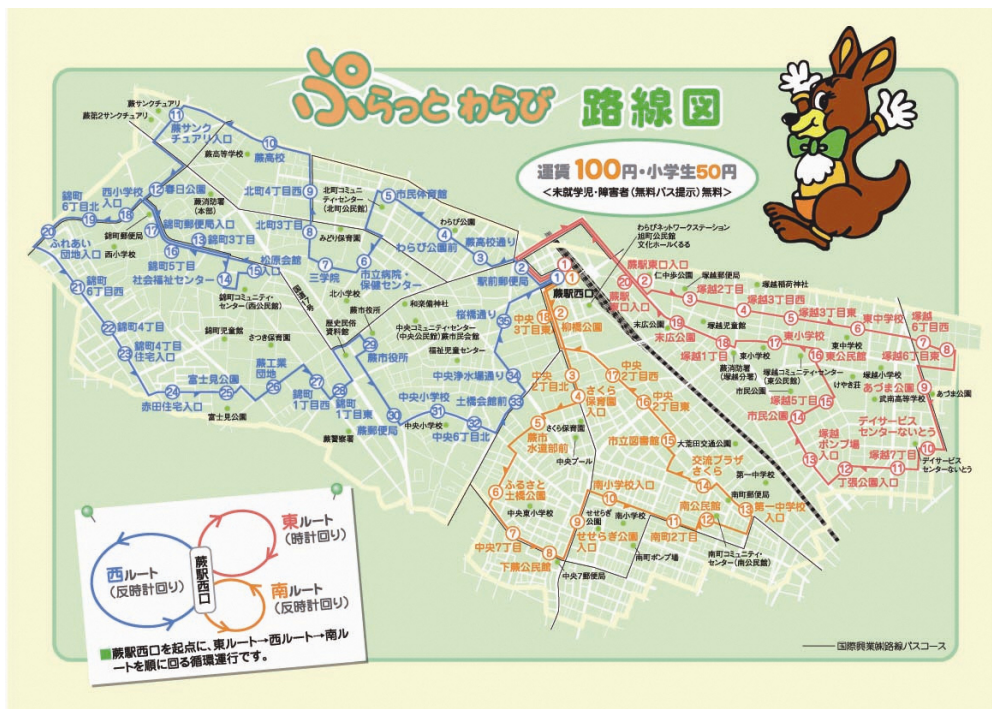
出典：埼玉縣市町村勢概要

■土地利用の状況

(5)交通

本市の道路は、国道 17 号線を主軸とし、比較的、整備水準の高い道路網が形成されていますが、幅員の狭い道路や歩道が整備されていない箇所もあるため、今後も計画的な整備と維持管理が重要となっています。

また、公共交通として、JR 京浜東北線の蕨駅があるほか、市外複数の駅を利用できる環境にあります。加えて、蕨駅発着の路線バスがあるほか、コミュニティバス「ぷらっとわらび」が、市内をきめ細かく運行しており、市民アンケートにおいても交通利便性の高いまちとして高い評価を受けています。



■コミュニティバス「ぷらっとわらび」路線図

2-2 自然環境

(1) 地形・川

本市は、荒川低地に位置し、蕨市役所本庁舎や市民会館などの周辺に、標高のやや高い自然堤防とよばれる微高地が散在しているほか、ほぼ全域が平坦な地形条件にあります。

市内の川は、市東部には、荒川水系の1級河川である緑川が流れ、市西部には、農業用水である見沼代用水が流れています。

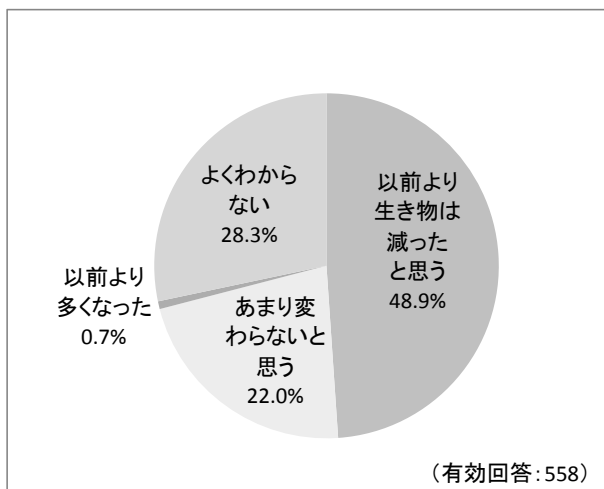
市内には、かつて見沼代用水をはじめとした沢山の農業用水などの水路がありました。そうした水路は現在、路地や小河川になり、その多くが蓋かけや暗渠化されましたが、名称にかつての名残を留めているところもあります。

(2) 動物

本市では、ハクセキレイ、カワセミ、コゲラ、コガモ、コサギ、ジョウビタキなどの野鳥を見ることができます。しかし、市民アンケートで生き物の状況をうかがったところ、「以前よりも生き物が減ったと思う」という回答が約5割を占めました。「どのような生き物が減ったと思いますか」への回答としては、トンボ、セミ、チョウなどの昆虫類、スズメ、ツバメなどの鳥類のほか、カエル、ザリガニ、メダカなど、主に畑・田んぼなどのある人里に棲む動物類が多くあげられています。

市街化が進んだ結果、かつて見られた動物類には、棲みにくい環境にあるといえ、今後、生態系に配慮したまちづくり取り組んでいく必要があります。

■蕨市の環境に関する市民アンケート（平成24年）の結果



問：あなたが蕨市に住むようになった当時よりも、生き物が減少したと思いますか。

問：どのような生き物が減ったと思いますか。

分類	種名等	回答数
昆虫		225
	トンボ類	117
	セミ類	80
	チョウ類	57
	バッタ・イナゴ	53
	コオロギ・スズムシ等(秋の虫)	34
	カマキリ	26
	カブトムシ・クワガタムシ・カナブン等	22
鳥類		104
	スズメ	65
	ツバメ	22
	ウグイス	11
両生類	カエル類	11
		67
水生生物		55
	ザリガニ(エビガニ)	43
魚類		41
	メダカ	19
	フナ	18
	ドジョウ	17
爬虫類		35
	ヘビ類	24
	トカゲ類	16
哺乳類		25
	コウモリ	21

2-3 快適環境

(1)公園

市内には、街区公園が43か所、近隣公園、地区公園、歴史公園が各1か所、また、ちびっこ広場が20か所あり、市民アンケートでは、市の環境に満足している理由として、公園の充実をあげる声も多くなっています。

ただし、富士見公園、蕨市民公園を除くと比較的小さな公園が多く、また、整備の水準は地域的な隔りもあるため、今後、バランスのとれた公園の配置やネットワーク化に配慮した上で、公園・緑地の整備に努めていく必要があります。

■公園の状況

(平成24年12月末日現在)

種別	公園名	所在地	面積(m ²)
街区公園	1 春日公園	錦町5丁目13番	2,522
	2 富士見第二公園	錦町2丁目11番	5,007
	3 郷南公園	錦町2丁目17番	2,270
	4 わらびりんご公園	錦町6丁目5番	2,769
	5 北町ふれあい公園	北町4丁目10番	1,130
	6 北五公園	北町5丁目5番	1,889
	7 わらび公園	北町1丁目17番	1,918
	8 北町公園	北町1丁目27番	1,956
	9 柳橋公園	中央1丁目11番	661
	10 野鳥公園	中央2丁目12番	675
	11 金山公園	中央2丁目18番	2,632
	12 中央公園	中央3丁目9番	3,780
	13 中の宮公園	中央4丁目9番	1,800
	14 ふるさと土橋公園	中央6丁目5番	4,590
	15 下蕨公園	中央7丁目12番	3,006
	16 どんぐり公園	中央7丁目53番	1,000
	17 ねむのき公園	中央2丁目12番	1,050
	18 西仲公園	南町1丁目3番	2,078
	19 あけぼの公園	南町1丁目15番	2,984
	20 大荒田交通公園	南町2丁目3番	4,842
	21 三和公園	南町2丁目23番	2,664
	22 さくら公園	南町2丁目29番	845
	23 まつのき公園	南町2丁目20番	1,113
	24 はんのき公園	南町2丁目24番	624
	25 すずかけ公園	南町2丁目30番	842
	26 けやき公園	南町2丁目25番	727
	27 しいのき公園	南町2丁目31番	886
	28 南丁張公園	南町3丁目23番	1,277
	29 三和稲荷公園	南町3丁目11番	929
	30 いちよう公園	南町3丁目12番	955
	31 くすのき公園	南町3丁目7番	330
	32 つつじ公園	南町3丁目14番	929
	33 若葉公園	南町4丁目38番	1,693
	34 みずほ公園	南町4丁目19番	2,044
	35 さつき公園	南町1丁目26番	1,630
	36 せせらぎ公園	南町4丁目2番	1,515
	37 末広公園	塚越1丁目10番	2,076
	38 仁中歩公園	塚越2丁目2番	527
	39 塚越公園	塚越3丁目19番	9,512
	40 丁張稲荷公園	塚越5丁目28番	1,645
	41 丁張公園	塚越5丁目53番	2,155
	42 緑川公園	塚越5丁目9番	2,612
	43 あづま公園	塚越7丁目15番	1,732
近隣公園	1 富士見公園	錦町2丁目12番	13,940
地区公園所	1 蕨市民公園	塚越5丁目1番	32,955
歴史公園	1 城址公園	中央4丁目21番	3,651
ちびっこ広場	20カ所		17,651

出典：道路公園課調べ

(2)指定文化財

中山道の宿場町として栄えた本市には、県指定文化財が1件、市指定文化財が33件あり、本市の歴史を物語る貴重な資料となっています。

■指定文化財の状況

指定区分	指定番号	名称	所在地(管理者)
県指定		蕨城跡(旧跡)	中央4-21(蕨市)
市指定	1	子育て蔵	北町3-2(三学院)
	2	渋川公墓	中央2-10(宝樹院)
	3	一本杉塚	北町1-20(蕨市)
	4	長泉院梵鐘	中央5-13(長泉院)
	5	蕨本陣跡	中央5-17(岡田民雄)
	6	双子織縞帳	塚越3-2(高橋慶助)
	7	高橋新五郎遺跡	塚越3-2(高橋慶助)
	8	庚申塔(寛政4年銘)	南町4-10(板倉昌之)
	9	庚申塔(寛政10年銘)	錦町6-5(三学院)
	10	阿弥陀一尊画像板碑	北町3-2(三学院)
	11	和楽備神社水盤	中央4-20(和楽備神社)
	12	和楽備神社木造僧形八幡立像	中央4-20(和楽備神社)
	13	和楽備神社宝篋印塔	中央4-20(和楽備神社)
	15	三学院六地藏石仏	北町3-2(三学院)
	16	三学院寛政9年銘宝篋印塔	北町3-2(三学院)
	17	三学院梵字馬頭観音塔	北町3-2(三学院)
	18	和楽備神社木造八幡騎馬像	中央4-20(和楽備神社)
	19	塚越稲荷社猿田彦大神碑	塚越3-2(塚越稲荷社)
	20	三学院万治元年銘地藏石仏	北町3-2(三学院)
	21	三学院宝永2年銘宝篋印塔	北町3-2(三学院)
	22	本法院元禄2年銘板法華曼陀羅	錦町5-13(本法院)
	23	本法院銅造磬	錦町5-13(本法院)
	24	塚越天神社木造天神座像	塚越3-2(塚越稲荷社)
	25	塚越稲荷社末社天満宮本殿	塚越3-2(塚越稲荷社)
	26	木造十一面観音菩薩立像	北町3-2(三学院)
	27	徳川将軍家朱印状	北町3-2(三学院)
	28	和楽備神社末社天神社本殿	中央4-20(和楽備神社)
	29	和楽備神社末社稲荷社本殿	中央4-20(和楽備神社)
	30	塚越稲荷社本殿	塚越3-2(塚越稲荷社)
	31	三学院木食観正塔	北町3-2(三学院)
	32	三学院のフジ	北町3-2(三学院)
	33	春日神社木造三十番神立像	錦町5-13(春日神社)
	34	機神社神像 付 幣帛	塚越3-2(塚越稲荷社)

※指定番号14(和楽備神社本殿)平成8年5月30日に指定解除

出典：統計わらび

(3)景観

中山道沿いには、歴史的な風情を留める街並みが残っており、市民による中仙道蕨宿まちづくり協議会が発足し、まちなみ協定に基づく歴史的街並み景観の保全活動が行われています。

また、市においても道路の修景等を実施し、平成24年度には、県の「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」のモデル地区として指定されました。

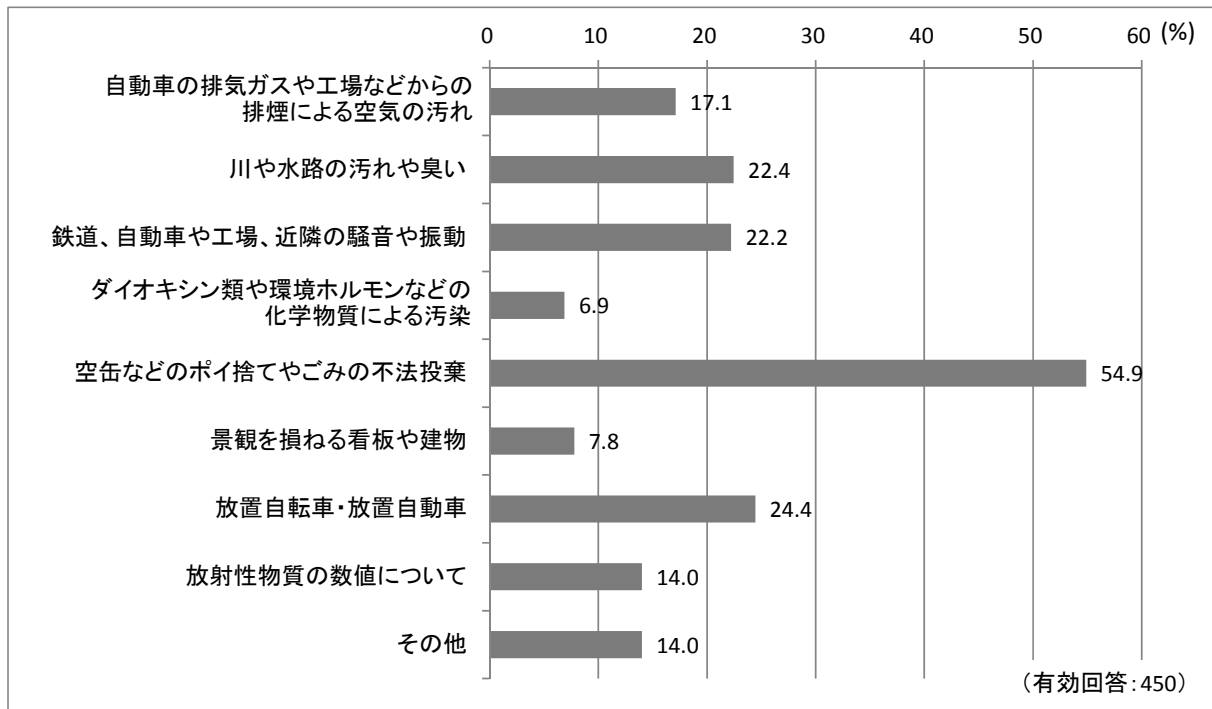


(4)まちの美観

身近な環境において気にかかる問題について、市民アンケートで問いかけた結果、「空缶などのポイ捨てやごみの不法投棄」が過半数を占め、他項目の倍以上の回答率となりました。

市の環境において、ごみのポイ捨て等によるまちの美観の悪化は、特に市民の関心が高い問題となっています。

■蕨市の環境に関する市民アンケート（平成24年）の結果



2-4 生活環境

(1) 大気質

本市の大気の状態をみると、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成しており、概ね良好な状況にあります。

ただし、光化学オキシダントについては、平成 23 年度において環境基準を超えた時間が 330 時間、また、光化学スモッグ注意報発令日数が 9 日あり、監視の継続が必要となっています。

■大気汚染常時監視局（戸田・蕨測定局）における大気測定結果の状況

物質		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
二酸化窒素	年平均値	0.028	0.027	0.026	0.025	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ 以下
	日平均値の年間98%値(ppm)	0.051	0.051	0.051	0.049	0.046	0.042	0.044	0.045	0.042	
	環境基準の適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.04ppm以下
	日平均値の2%除外値(ppm)	0.009	0.006	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
	環境基準の適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物	年平均値	0.032	0.033	0.037	0.038	0.031	0.032	0.030	0.028	0.027	0.10mg/m以下
	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	0.079	0.068	0.084	0.082	0.066	0.062	0.054	0.059	0.058	
	環境基準の適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値	0.027	0.027	0.027	0.027	0.033	0.033	0.033	0.033	0.030	0.06ppm以下 (0.12ppm以上: 光化学オキシダント 注意報発令)
	昼間の1時間値の最高値	0.166	0.151	0.166	0.152	0.171	0.156	0.154	0.176	0.154	
	光化学スモッグ注意報の発令件数(日)	13	15	18	12	21	9	11	16	9	
	環境基準の適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

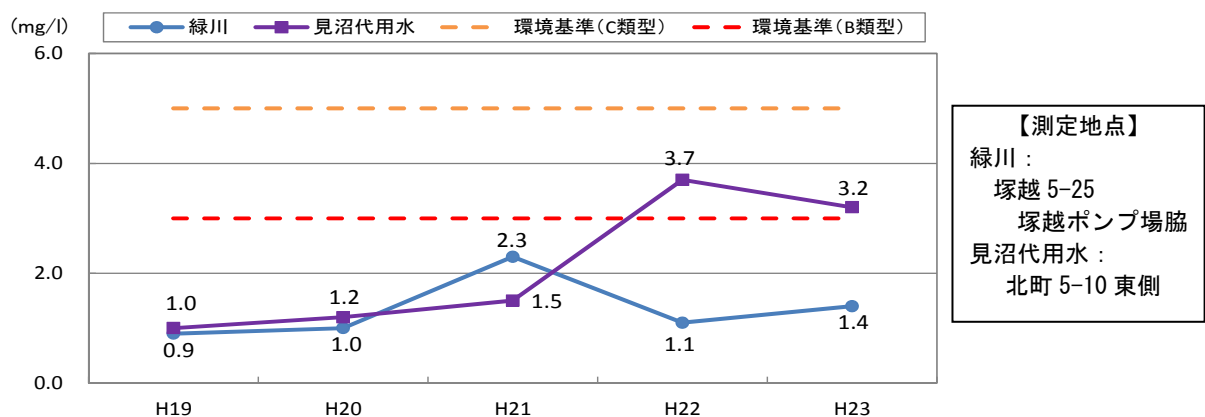
出典：埼玉県ホームページ「大気環境調査について」、埼玉県環境白書、日本の大気汚染状況

(2) 水質

緑川と見沼代用水の水質（BOD）をみると、緑川は2mg/l以下で推移し、見沼代用水は近年3mg/l台の値となっています。市内河川、用水には、環境基準の類型指定がされていませんが、類型に当てはめた場合、B 類型を達成している緑川はアユ等が生息できる水質にあり、C 類型を達成している見沼代用水はコイ、フナ等が生息できる水質となっています。

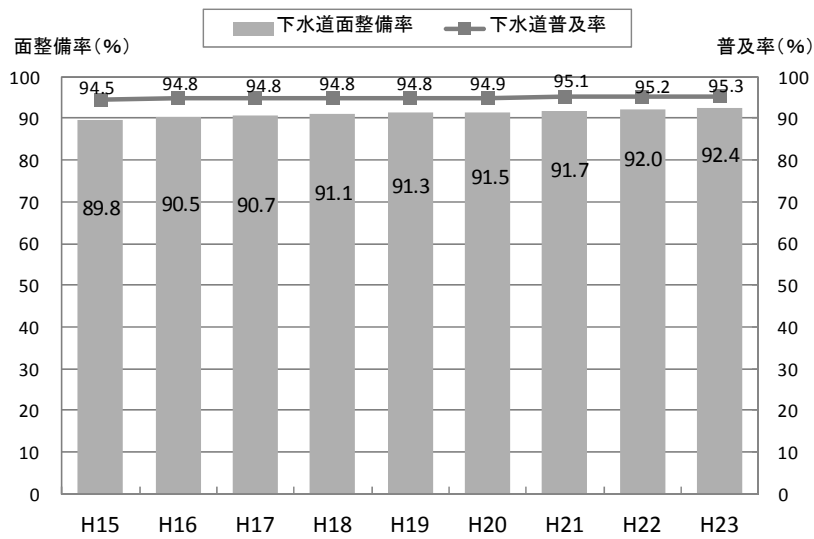
これらの貴重な水辺空間は、市民の関心も高いことから、水質への監視を継続していくほか、清掃活動等にも取り組んでいく必要があります。

また、生活排水等の浄化を担う下水道については、平成 23 年度末において下水道整備率92.4%、下水道普及率95.3%となっており、引き続き未整備区域の解消と下水道接続の推進に取り組んでいく必要があります。



出典：蕨市環境状況報告書

■水質（BOD）の状況



出典：下水道課調べ

■下水道整備の状況

(3)ダイオキシン類

ダイオキシン類については、市内3か所において継続的な測定を行っていますが、いずれの地点においても環境基準値を大きく下回り、良好な状況にあります。

■ダイオキシン類の測定結果の状況

(単位: pg-TEQ/m³)

内容	実施場所	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ダイオキシン環境 大気調査	西小学校	0.085	0.058	0.052	0.058	0.041	0.053	0.042	0.034	0.038
	市民会館	0.092	0.057	0.049	0.058	0.039	0.054	0.041	0.036	0.037
	東小学校	0.084	0.061	0.027	0.058	0.046	0.057	0.042	0.036	0.037
	環境基準	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

出典：蕨市環境状況報告書

(4)騒音

騒音については、国道17号線沿いにおいて交通騒音の継続的な測定を行っています。昼間においては環境基準を満たしており、また、夜間においても、平成23年度に環境基準を満たしています。

ただし、市民アンケートによれば、幹線道路の騒音・振動を不快と感じている市民もあり、今後とも騒音環境の改善に努めていく必要があります。

■騒音測定結果の状況

(単位: db)

地点名	騒音レベル (db)	年 度									
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
国道17号線 沿い 生活環境係	昼間	69	69	70	70	68	68	69	68	65	
	(環境基準:70)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(要請限度:75)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	夜間	68	67	68	68	67	67	67	67	63	
(環境基準:65)	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
(要請限度:70)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

出典：蕨市環境状況報告書

(5)公害苦情

本市の公害苦情件数は、平成19、20年度に一時増加しましたが、同時期を除くと概ね10件弱の推移となっています。その要因は、主に騒音・振動となっており、特に騒音に関する苦情が多くなっています。その中でも、深夜における飲食店からの騒音や商業宣伝の騒音が主な苦情となっています。

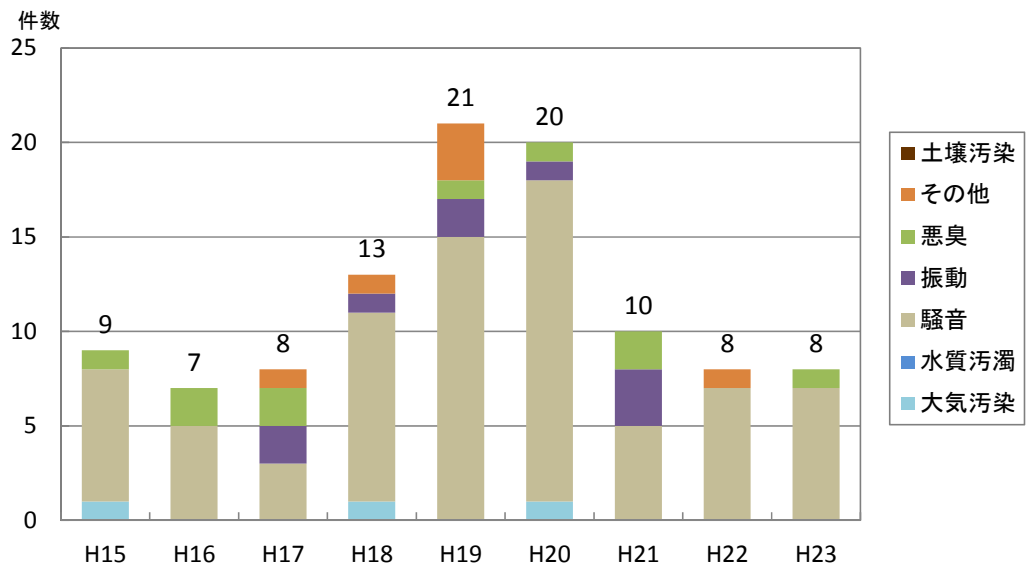
市民アンケートにおける自由意見においても、騒音を問題視する意見は多く、交通騒音のほか夜間の騒ぎ声など、近隣生活のマナーに欠ける行為などもあげられています。

■公害苦情の状況

(単位:件)

区分 年度	件数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	土壌汚染
H15	9	1	—	7	—	1	—	—
H16	7	—	—	5	—	2	—	—
H17	8	—	—	3	2	2	1	—
H18	13	1	—	10	1	—	1	—
H19	21	—	—	15	2	1	3	—
H20	20	1	—	17	1	1	—	—
H21	10	—	—	5	3	2	—	—
H22	8	—	—	7	—	—	1	—
H23	8	—	—	7	—	1	—	—

出典：蕨市環境状況報告書



出典：蕨市環境状況報告書

■公害苦情の状況

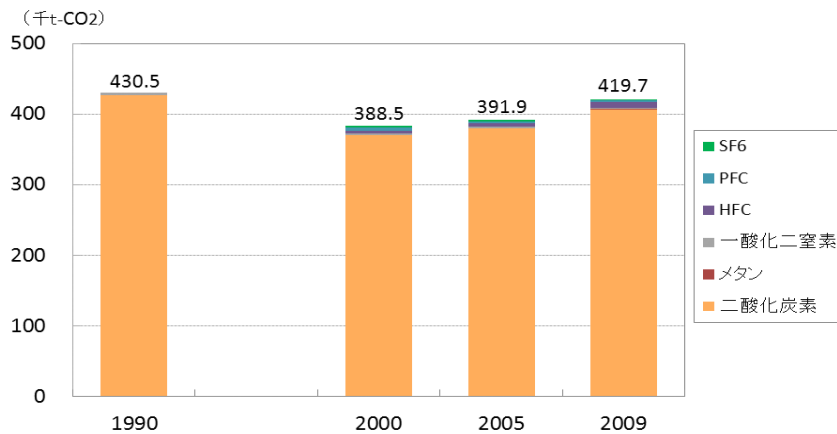
2-5 地球環境(温室効果ガス・資源循環)

(1) 温室効果ガス

県の試算では、本市で排出される温室効果ガスは、その97%を二酸化炭素が占め、排出量は1990年よりは減少しているものの、2000年以降は増加傾向が続いています。

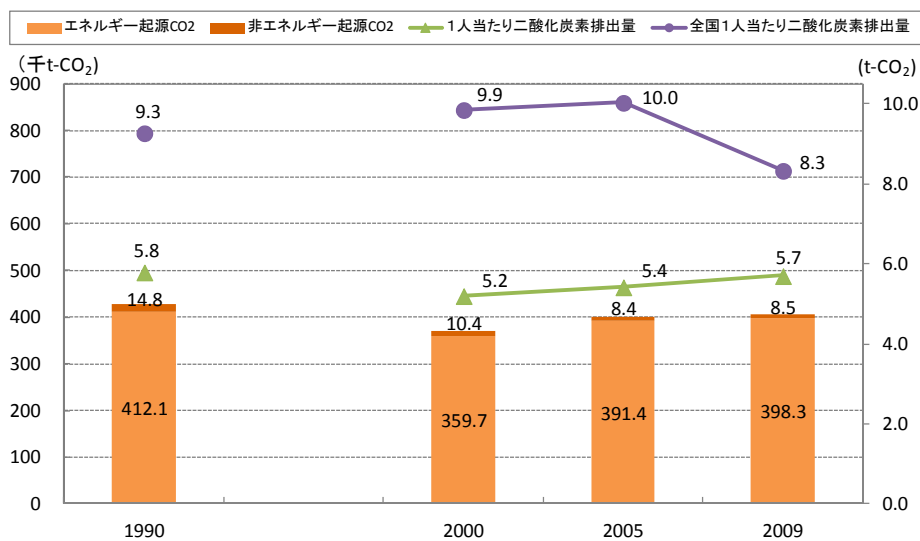
二酸化炭素の排出状況を見ると、1人当たり排出量は、全国平均を大きく下回っていますが、全国平均が下落傾向にあるのに比べ、市では増加傾向にあり、その差は徐々に縮んでいます。

部門別に二酸化炭素の排出状況を見ると、二酸化炭素の大部分は、産業部門（製造業）、民生部門（家庭系）、民生部門（業務系）、運輸部門（自動車）より排出されています。このうち産業部門（製造業）と民生部門（家庭系）の占める割合が大きく、また、民生部門（家庭系）は1990年よりも排出量が増加しており、対策の強化が必要となっています。



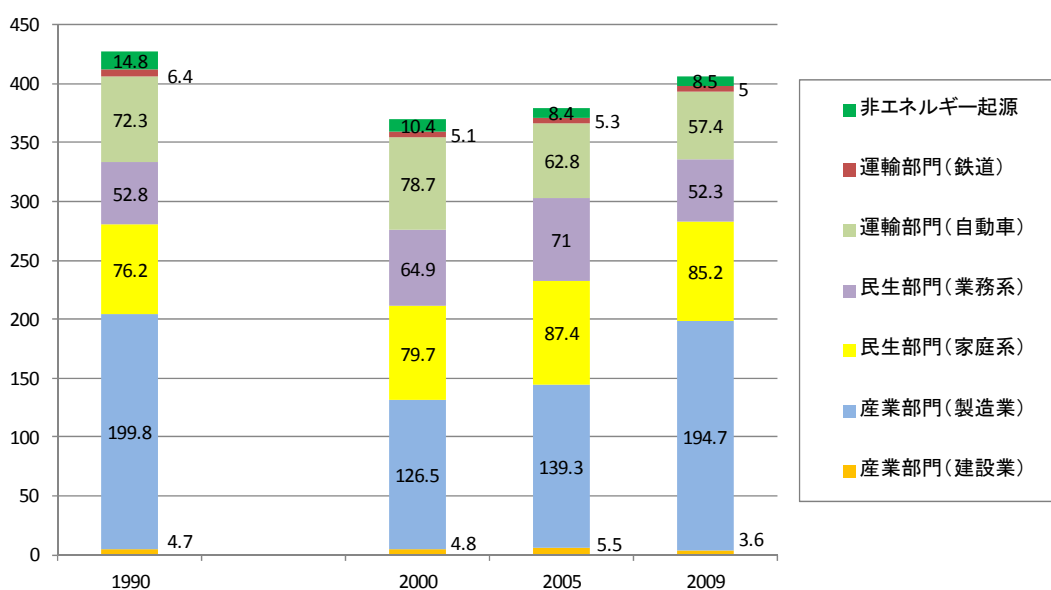
推計報告書

■ 蕨市の温室効果ガス排出量



出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書

■ 蕨市の二酸化炭素排出量 (総量・一人当たり排出量)



■ 蕨市の部門別二酸化炭素排出量

(2) 資源循環

本市のごみ排出量をみると、総排出量は年々、減少傾向にあり、その内訳は、生活（家庭）系ごみが80%、事業系ごみが20%となっています。

総排出量の80%を占める生活（家庭）系ごみの内訳をみると、もやすごみの割合が特に多く、次いで資源物が多くなっています。また、もやすごみ、資源物は、これまで減少傾向が続いてきましたが、平成23年度は前年度比増となっており、その結果1人当たりの排出量も増加しています。リサイクル率については平成22年度までは概ね減少傾向を示していましたが、平成23年度は増加しました。ごみ排出量については、長期的には削減効果がみられますが、近年、停滞化の傾向もうかがえ、一層の削減・リサイクル化の推進が求められます。

■ 蕨市のごみ排出量（生活（家庭）系・事業系別）

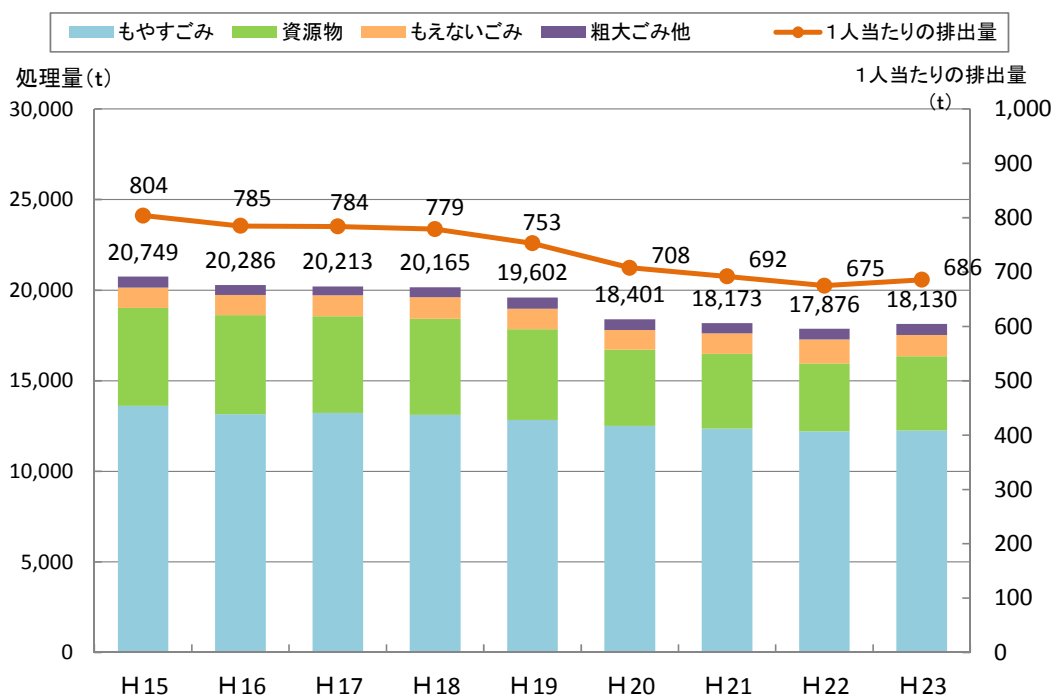
	生活(家庭)系ごみ		事業系ごみ		総排出量(t)
	搬入量(t)	構成比	搬入量(t)	構成比	
H15	20,749	80%	5,187	20%	25,936
H16	20,286	79%	5,465	21%	25,751
H17	20,213	78%	5,686	22%	25,899
H18	20,165	79%	5,353	21%	25,518
H19	19,602	79%	5,115	21%	24,717
H20	18,401	80%	4,638	20%	23,039
H21	18,173	80%	4,613	20%	22,786
H22	17,876	80%	4,555	20%	22,431
H23	18,130	79%	4,759	21%	22,889

出典：蕨市環境状況報告書

■ 蕨市のごみ排出量（生活（家庭）系ごみの内訳）

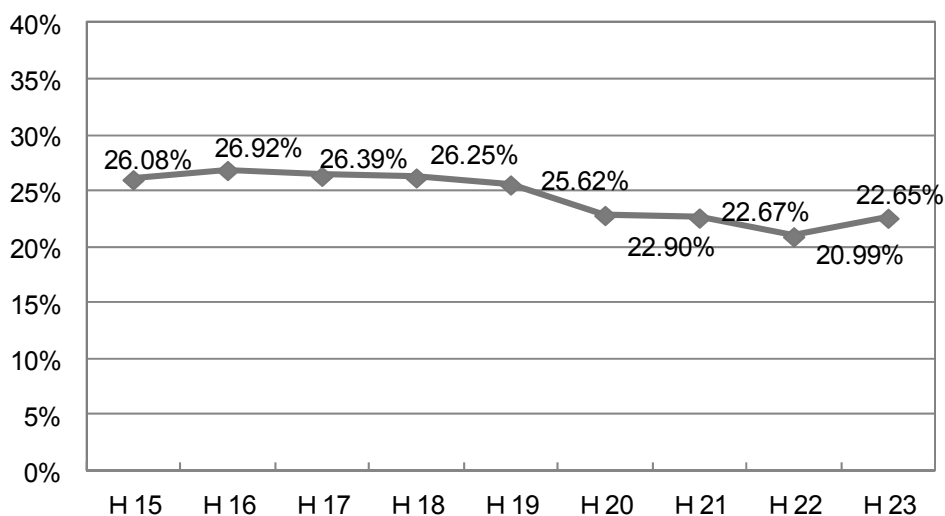
区分 年度	排出量(t)					1人当たりの 排出量g/日
	合計	もやすごみ	資源物	もえないごみ	粗大ごみ他	
H15	20,749	13,604	5,412	1,132	601	804
H16	20,286	13,158	5,460	1,111	557	785
H17	20,213	13,233	5,335	1,147	498	784
H18	20,165	13,129	5,293	1,198	545	779
H19	19,602	12,829	5,022	1,129	622	753
H20	18,401	12,506	4,213	1,087	595	704
H21	18,173	12,367	4,119	1,132	555	692
H22	17,876	12,203	3,753	1,326	594	675
H23	18,130	12,248	4,106	1,171	605	686

出典：蕨市環境状況報告書



出典：蕨市環境状況報告書

■ 蕨市のごみ排出量（生活（家庭）系）



■ リサイクル率の推移

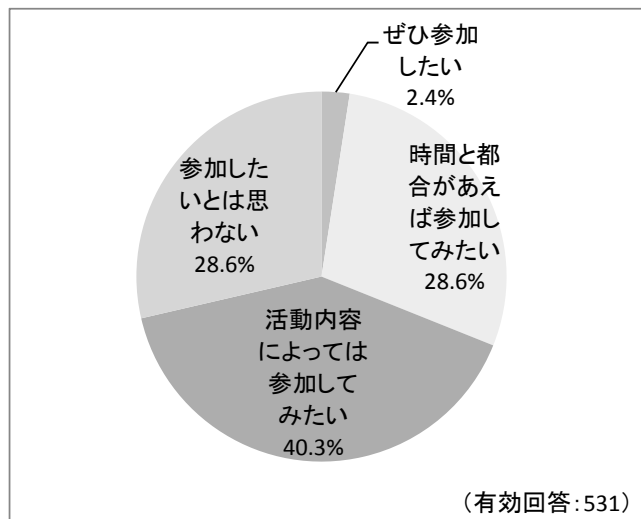
2-6 協働

本市では、第4次蕨市総合振興計画において、まちづくりの姿勢に『市民と行政の協働』を掲げ、市政への積極的な市民参加やNPO等市民団体との連携・協働などを重視しています。また、市民団体活動を支援し、ネットワーク化する拠点として、「わらびネットワークステーション」を設置し、市民団体「わらび市民ネット」とともに、情報発信や活動場所の提供等を実施しています。

一方、市民アンケートでは、市の良いところとして、「近隣関係の良好さ」が比較的多くあげられており、親密なコミュニティの形成がうかがえます。また、市民の自主的な環境づくり活動への参加意向については、「ぜひ参加したい」は少ないものの、「活動内容によっては参加してみたい」、「時間と都合があれば参加してみたい」の合計は約7割あり、市民団体等による環境保全活動への潜在的なニーズは比較的高いものと考えられます。



■蕨市の環境に関する市民アンケート（平成24年）の結果
問：市民の自主的な環境づくり活動への参加意向



第3章 蕨市の環境課題

3-1 自然環境に係る課題

市のほぼ全域が市街化した本市において、自然環境は主に公園の緑や、わずかに残る農地、屋敷林・社寺林などに支えられており、それら緑を保全するとともに、ネットワーク化する街路樹や新たな公園の整備などが求められます。

また、市街化の結果、本市でかつてみられた昆虫、鳥などは減少しつつあり、貴重な水辺空間である緑川、見沼代用水などの水質保全や多自然化を図るほか、ビオトープの整備などにより、生物多様性の保全の観点からも、本市にもかつては存在していた健全な生態系を取り戻していく必要があります。

3-2 快適環境に係る課題

本市は、比較的規模の小さな身近な公園の整備が進んでおり、市民アンケートにおいても、市の環境の長所として、公園や緑の充実をあげる声が多くあります。ただし、地域的に偏在しているほか、規模の大きな公園が少ないなど、今後も自然環境の保全とあわせ、計画的な公園の整備を推進していく必要があります。

一方、市民アンケートにおける環境の問題点としては、「ポイ捨てやごみの不法投棄」を指摘する意見が特に多くなっています。市では、このような状況を背景に、「蕨市さわやか環境条例」を制定しており、同条例の活用を図りながら、ごみのポイ捨てやペットのフンの始末などに対するマナーを啓発し、きれいで清潔な街並みを維持していく必要があります。

3-3 生活環境に係る課題

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音防止法などに基づく規制の結果、事業所等から排出される環境汚染物質や騒音等は改善の傾向にあり、市の大気質や水質、騒音等は、比較的良好的な状況にあります。

ただし、光化学オキシダントなど一部、環境基準未達成の項目があるほか、水質や騒音に対する市民の要求は高いものがあり、今後も監視を継続していくとともに、より良好的な環境の形成に向け、改善に努めていく必要があります。

3-4 地球環境に係る課題

近年、氷河の後退や気象災害の大規模化が確認されるなど、地球温暖化の影響が目に見える現象として表れつつあり、我が国においても、猛暑日の増加やゲリラ豪雨の頻発など、その影響と思われる被害が起こっています。また、東日本大震災による原子力発電所事故の結果、これまでの電力の供給体制が揺らぎつつあるほか、原子力発電所事故に際し体験した、計画停電や節電要請への対応は、私たちのエネルギー消費のあり方を再考する契機となりました。本市においても、温室効果ガスの削減に向け、家庭や工場、事務所、自動車などのエネルギー消費の削減、再生可能エネルギーへの転換等が大きな課題であり、それらを総合的に展開する低炭素社会に向けた取り組みが環境施策上の大きなテーマとなっています。また、その際、市域がコンパクトで公共交通に恵まれる本市の特性は、一つのメリットであり、積極的に生かしていく視点も必要となっています。

一方、ごみをできるだけ減らし、リユース、リサイクルなどを推進する循環型社会への転換も地球環境を持続していく上で重要な課題となっています。本市では、ごみの削減やリサイクルにむけた意識啓発、分別収集の拡充などを通じ、長期的には着実なごみの減量化を果たしてきました。しかし、近年においては、やや停滞化している状況もつかえ、一層の対策の推進が求められます。

3-5 協働に係る課題

今日の環境問題は、市民一人ひとりのライフスタイルから受ける環境負荷が大きくなっており、その改善のためには、市民の主体的な参加が不可欠であり、その推進役として、市民団体等の役割が大きくなっています。

一方、市では、市政の基本姿勢として市民との協働を重視し、その活動の拠点として、「わらびネットワークステーション」を設置し、協働の基盤を強化・支援しています。

本市は、比較的親密で良好なコミュニティが形成されており、また、市民の自主的な環境保全活動への潜在的なニーズもあることから、環境施策の実施に際しては「わらびネットワークステーション」の効果的な活用を図り、市民、事業者、市による協働の取り組みを積極的に展開していく必要があります。

第4章 蕨市の望ましい環境像

4-1 望ましい環境像

交通条件に恵まれた、都心近郊の住宅都市として急速に発展してきた蕨市は、土地区画整理事業等による道路や公園の整備など、充実した都市基盤と比較的良好な住環境に恵まれ、暮らしやすい都市として、生活環境に対する市民の評価は概ね良好です。

ただし、煙草や空缶のポイ捨て、犬のフンの放置など、人が集まって住む都市ならではの問題も生じ、市民の不満となっています。また、都市化に伴い公園の緑などは増えたものの、かつての農地や樹林地、水辺は損なわれ、昆虫や鳥などの生態系は失われつつあります。

地球環境問題に目を向けると、氷河の後退や気象災害の大規模化など、地球温暖化の進行が地球規模で確実視され、我が国においても猛暑日の増加やゲリラ豪雨による被害などが生じており、一層の省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及など、着実な地球温暖化対策の実行が求められています。

一方、蕨市は、成熟した住宅都市として、比較的親密なコミュニティが形成され、また、公共交通の充実など、環境負荷の低い都市づくりに向けた優れた資質も有しています。

新たな環境基本計画においては、市の長所である親密なコミュニティやまちのまとまりなどを活かしながら、協働によるエコライフの浸透と、自然と共生する環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりを目指すこととし、次の環境像を掲げます。

■蕨市の望ましい環境像

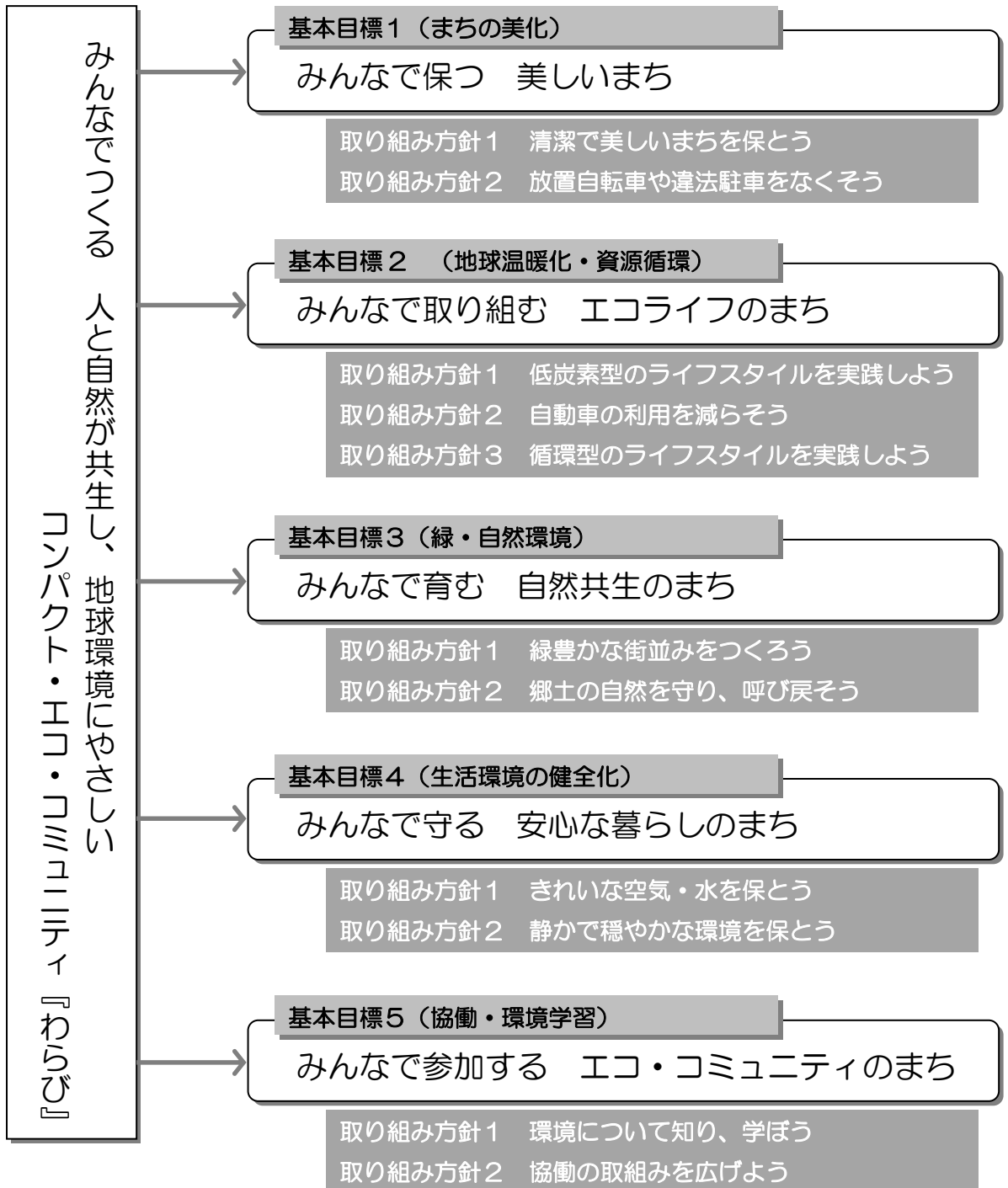
みんなでつくる

人と自然が共生し、地球環境にやさしい

コンパクト・エコ・コミュニティ「わらび」

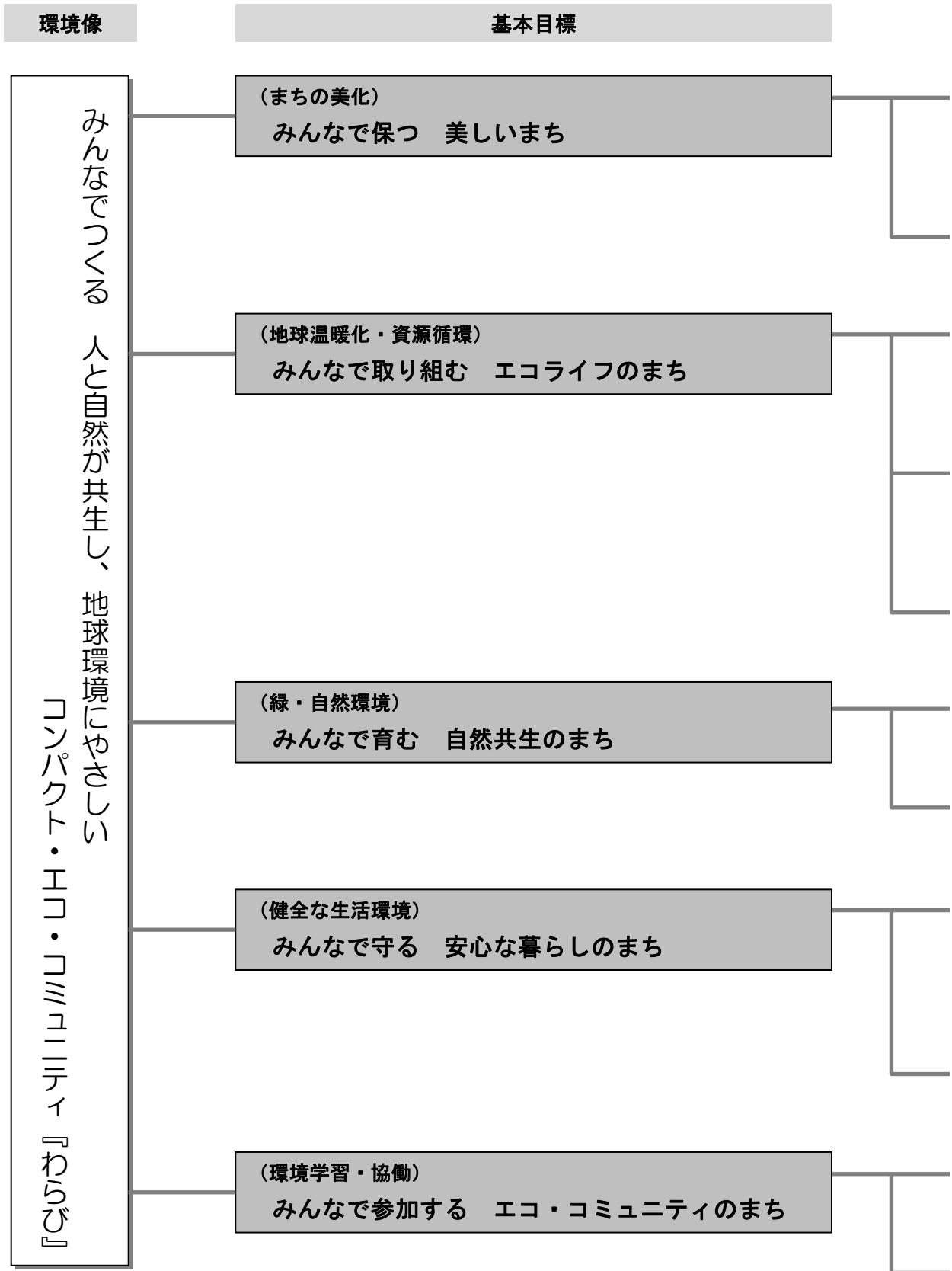
4-2 基本目標と取り組み方針

蕨市の望ましい環境像の実現に向けて、5つの基本目標と11の取り組み方針に基づき、具体的な施策を展開します。



4-3 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けた取り組み体系を以下に示します。





第5章 環境施策

第4章に示した施策体系に基づき、蕨市の望ましい環境像の実現に向けて、以下の環境施策を推進していきます。

5-1 みんなで保つ 美しいまち

取り組み方針1 清潔で美しいまちを保とう

(1) ごみのポイ捨てや不法投棄対策の推進

●環境美化意識の啓発

- ・広報紙やホームページを活用し、「蕨市さわやか環境条例」の周知徹底を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などに対する市民の意識を高めます。

●清掃イベントの開催

- ・「さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動」として年2回、蕨市公衆衛生推進協議会、蕨市町会長連絡協議会とともに、市民参加による一斉美化清掃を実施します。また、参加者に対して、地域貢献活動に対する報償として「くらし商品券」を配付し、市民の参加を促進していきます。

●市民団体等の清掃活動の支援

- ・市民団体等が自主的に実施する清掃活動やキャンペーンに対し、支援を行います。

●喫煙マナーの普及

- ・広報紙やホームページを活用し、「蕨市路上喫煙の防止等に関する条例」の周知徹底を図り、ポイ捨てや歩きタバコなどのない、正しい喫煙マナーを普及します。

●不法投棄監視体制の強化

- ・現在実施している、不法投棄の情報提供に関する協定を活用し、不法投棄の早期発見、対策に努めます。

●ごみ出しマナーの向上

- ・「ごみと資源の出し方マニュアル」の配布や広報紙、ホームページを通じた情報提供により、ごみ出しの知識・マナーを普及します。
- ・ルール違反ごみにはステッカーを貼り、適正なごみ出しを促します。

(2) ペットの適正な飼育の普及

●ペット飼育マナーの普及

- ・広報紙やホームページを活用したり、獣医師会との協力を得たりして、犬の散歩時のマナーやフンの始末などに関し、飼い主への意識徹底を図ります。

●犬、猫の苦情相談への対応

- ・相談窓口において、犬、猫のフンなどに関する苦情・相談を受け付け、速やかな対応を図ります。

(3) 良好な都市景観の形成

- ・市民の自主的な取り組みのなかで親しみを感じられる景観が形成されるよう、地域の特色を活かした地区協定等のルールづくりの支援や景観法に基づく埼玉県景観計画に沿って、良好な景観づくりを促進します。
- ・文化財や、歴史のある建築物などの地域資源を保全・活用します。

取り組み方針2 放置自転車や違法駐車をなくそう

(1) 放置自転車対策の推進

●市営駐輪場の効果的な運用

- ・駅徒歩圏外からの通勤・通学者などに限定し、優先的に駐輪場の利用が図れるよう、登録制度による効果的な自転車駐輪場の運用を図ります。

●宅地開発事業者への設置促進

- ・商業施設や共同住宅などの宅地開発に際しては、自転車利用者に対応できるよう、蕨市まちづくり指導要綱に基づき、適正な規模の駐輪場の設置を促します。

●民間駐輪場の設置促進

- ・自転車利用者の駐輪場所を確保するため、蕨市民営自転車等駐車場助成要綱に基づき、民間駐輪場の管理運営に関する費用を助成することで、民間駐輪場整備を図ります。

●違法駐輪対策の強化

- ・放置自転車の取締りを継続的に実施するとともに、蕨市自転車等放置防止条例により強化します。

(2) 違法駐車対策の推進

●違法駐車対策の促進

- ・警察との連携を強化するとともに、違法駐車がされにくい道路環境に努めます。

●宅地開発業者への設置促進

- ・商業施設や共同住宅などの宅地開発に際しては、自動車利用者に対応できるよう、蕨市まちづくり指導要綱に基づき、適正な規模の駐車場の設置を促します。

取り組み方針1 低炭素型のライフスタイルを実践しよう

(1) 行政による省エネルギー・再生可能エネルギー化の推進

●行政活動の省エネルギー・再生可能エネルギー化の推進

- ・行政活動における温室効果ガス削減に向け、環境マネジメントシステムを取り入れた推進体制を整備し、市職員による率先的な省エネ行動を実践します。
- ・公共施設の新築や改築、設備更新等には、省エネルギー化に配慮するとともに、再生可能エネルギー設備の導入について検討します。
- ・蕨戸田衛生センターにおけるごみ焼却の際に発電する電力のうち、休日夜間等の余剰電力を、売却先の特定規模電気事業者（PPS 事業者）から市が買い取ることで、電力の地域生産・地域消費を推進します。

●防犯灯のLED化

- ・防犯灯のLED化を推進し、消費エネルギーの抑制を図ります。

●蕨市地球温暖化対策実行計画の策定に向けた検討

- ・温室効果ガス排出量に対する削減目標の設定を行い、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入の推進を図るため、（仮称）蕨市地球温暖化対策実行計画の策定に向けた検討を行います。

(2) 家庭・事業所による省エネルギー・再生可能エネルギー化の推進

●省エネ意識・知識の普及

- ・家庭や事業所における省エネルギー化への意識・知識を高めるため、広報紙やホームページ、イベント等を通じ、意識啓発に努めます。
- ・市民に向けた行動計画書をPRし、家庭における省資源・省エネルギー行動を促します。

●環境マネジメントシステムの普及

- ・家庭におけるエネルギー消費状況を管理するツールとして、環境家計簿の普及を図ります。
- ・エネルギー消費の大きい事業者に対し、エネルギー使用削減の自主管理のための環境管理システムの導入など、省エネルギー事業を促します。

●家庭用太陽光発電システム等の普及促進

- ・補助制度などを活用し、家庭における太陽光発電システムの普及を促進します。
- ・補助制度などを活用し、太陽熱温水器の設置やガスを燃料とするエネルギーの消費効率に優れた高効率給湯器の設置を促進します。

●表彰制度等の活用

- ・市民団体等と連携し、グリーンカーテンコンテストや環境家計簿コンテストなど、家庭における省エネ行動を促す新たなしくみを検討します。
- ・省エネルギーやリサイクルなど、環境に配慮した事業活動を行っている事業者を「環境にやさしい店・事業者」として認定します。

取り組み方針2 自動車の利用を減らそう

(1) 公共交通の充実

●鉄道の利便性の向上

- ・鉄道の利便性を向上するため、輸送力増強やバリアフリー化への対応などを関係機関に要請します。

●バスの利便性の向上

- ・バス便の充実やバリアフリー化等について、関係機関に要請するとともに、コミュニティバス「ぶらっとわらび」の利便性の向上に努めます。

(2) 歩行者・自転車空間の充実

●歩いて楽しい道づくり

- ・徒歩や自転車により安全・快適な移動ができるよう、生活者の視点から道路や歩道の改修を計画的に進めます。

(3) エコカー・エコドライブの普及

●エコカーの普及

- ・公用車の低燃費車・エコカー化を推進します。
- ・市民・事業者へのエコカー導入を促すため、情報提供を行います。

●エコドライブの普及

- ・アイドリングストップなど、環境にやさしい運転について知識の普及を図ります。

取り組み方針3 循環型のライフスタイルを実践しよう

(1) ごみ減量とリサイクルの推進

●市民意識の向上

- ・できるだけごみを出さない暮らしの普及促進のため、広報紙やホームページなどを通じた意識啓発・情報提供、リサイクルセンターにおける環境学習等を行います。
- ・「さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動」などを通じ、市民一人一人の意識向上を促します。

●ごみ減量化の推進

- ・レジ袋削減運動などを推進し、家庭におけるごみ減量化を進めます。
- ・リサイクルフラワーセンターにおいて専用生ごみバケツを貸出し、腐敗防止材を加えて堆肥化した家庭生ごみと花苗の交換を行います。
- ・事業用ごみ袋の指定制導入により、事業系ごみの減量を図ります。
- ・蕨戸田衛生センターと協力して、生ごみの減量化、および分別の徹底を推進します。

●分別収集の徹底

- ・「ごみと資源の出し方マニュアル」の配布や広報紙、ホームページを通じた情報提供により、ごみの分別を徹底します。

●リサイクルの推進

- ・粗大ごみとして持ち込まれた家具をリサイクルプラザで再生し、市民に販売します。
- ・市民団体等による資源回収やフリーマーケットなど、リサイクル活動を支援します。
- ・使用済み小型家電製品の分別収集およびリサイクルの実施について検討します。

●グリーン購入の推進

- ・庁舎等における物品購入に際し、グリーン購入を積極的に推進します。
- ・市民や事業者に対し、グリーン購入に関する情報提供を行います。

(2) 水循環の推進

●雨水の地下浸透の推進

- ・公共用地や公共施設には、雨水浸透柵の設置や透水性舗装などを行い、雨水の地下浸透を推進します。

●雨水の貯留と利用

- ・公共用地や公共施設において、雨水貯留施設の設置を推進します。
- ・家庭における雨水利用を促すため、雨水貯留施設の設置に対し補助を行います。

5-3 みんなで育む 自然共生のまち

取り組み方針1 緑豊かな街並みをつくろう

(1) 公共用地の緑化推進

●身近な公園の充実

- ・土地区画整理事業の進捗にあわせて地域住民の交流の場となる公園の整備を進めます。

●市民参加による公園づくり

- ・計画段階から市民参加を推進し、地域組織に対する維持管理の委託などを進め、市民に親しまれる公園の整備に努めます。
- ・公園等の維持管理などに取り組む自主管理団体を支援します。

●公共施設の緑化推進

- ・公共施設の敷地や建物の緑化を進めるとともに、公園や街路樹を利用した緑のネットワーク化を図ります。

(2) 私有地の緑化推進

●緑化意識の啓発

- ・緑化に関する市民の理解を深めるため、ボランティアや生涯学習活動などと連携し、講演会やイベントを実施します。

●私有地の緑化推進

- ・住宅地における緑化を推進するため、今後も生垣の設置に対し補助を行います。
- ・蕨市まちづくり指導要綱に基づき、一定規模以上の宅地開発に際し、公園・緑地等の整備を指導します。

取り組み方針2 郷土の自然を守り、呼び戻そう

(1) 郷土の緑の保全

●屋敷林・社寺林等の保全

- ・良好な屋敷林や社寺林について、新たな保存樹木・保存樹林への指定を図るなど、緑の保全を進めます。

●農地の保全

- ・地産地消の推進、市民農園としての活用など、市街化区域内農地の保全に努めます。

(2) 生態系の再生

●ビオトープや学校ファームなどの整備

- ・PTA や地域住民との連携のもと、小中学校などにビオトープや学校ファームなどを整備し、鳥や昆虫などが棲みやすい環境を再生します。
- ・市民団体等と連携し、家庭における小さなビオトープづくりについて、情報提供を行います。

●水辺空間の再生

- ・河川・水路の改修等に際しては、多自然型工法を用いるなど、生態系の再生に配慮します。
- ・市民団体等と連携し、川の清掃や手入れなど美化活動を推進します。

●生物多様性の保全に向けた取り組みの推進

- ・地域における生物多様性の保全に向けた取り組みを進めるため、「(仮称) 蕨市生物多様性地域戦略」の策定に向けた検討を行います。
- ・市民が自然との触れ合う機会を作ったり、勉強会や観察会などを通じて、市民の自然環境保全に対する意識の高揚を図ります。

5-4 みんなで守る 安心な暮らしのまち

取り組み方針1 きれいな空気・水を保とう

(1) 大気汚染対策の推進

●事業所の大気汚染対策の推進

- ・工場、事業所からの大気汚染物質や化学物質の排出抑制について、県と協力しながら指導を行います。

●自動車による大気汚染の抑制

- ・幹線道路での大気汚染の監視を継続します。
- ・アイドリングストップや自動車の定期的な整備・点検の実施など、環境にやさしいエコドライブの普及を進めます。

(2) 水質汚濁対策の推進

●事業所の水質汚濁対策の推進

- ・工場、事業所からの水質汚濁物質や化学物質の排出抑制について、県と協力しながら指導を行います。

●下水道の整備・接続

- ・下水道未整備区域における整備推進を図るとともに、整備区域における下水道への接続を促進します。
- ・合流式下水道からの放流水の水質改善に努めます。

●生活雑排水対策の推進

- ・市民に向けた行動計画書の活用、市民団体との連携等により、食用油の適正な処理や環境にやさしい洗剤の利用など、生活雑排水対策を進めます。

(3) 新たに顕在化する環境汚染対策

●有害物質対策の推進

- ・ダイオキシン類や、放射性物質等の対策について、国や県等と協力しながら、監視等の対策を行っていきます。

取り組み方針2 静かで穏やかな環境を保とう

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

●事業活動に伴う騒音・振動・悪臭の防止

- ・工場や事業所、建設作業などからの騒音・振動・悪臭の発生防止について啓発し、必要に応じて指導・改善します。

●交通騒音・振動の抑制

- ・交通量の多い幹線道路に対し、関係機関と連携し、騒音・振動の低減について、対策を検討します。

(2) マナーある暮らしの普及

●生活マナーの普及

- ・大きな騒音を出さない、ごみを焼却しない、空き家を放置しないなど、近隣に迷惑をかけない暮らしのマナーについて啓発を進めます。

5-5 みんなで参加する エコ・コミュニティのまち

取り組み方針1 環境について知り、学ぼう

(1) 環境情報の充実・共有化

●環境調査の充実

- ・市の環境の状況を把握するための各種環境調査を定期的を実施し、調査結果を公表します。
- ・市民団体等が自主的に発信する環境情報の共有化を図るための支援を行います。

●環境情報の提供体制の強化

- ・環境情報を集約し、総合的に示す蕨市環境状況報告書やホームページを作成します。
- ・身近な図書館を利用し、環境に関する多様な資料を提供します。

(2) 環境学習・教育の推進

●学校による環境学習・教育の推進

- ・総合的な学習の時間等を活用し、環境に関する学習・教育の充実を図ります。
- ・市民団体や事業者と連携した学校への出前講座を充実するなど、多様な学習・教育機会を設けます。
- ・こどもエコクラブやエコライフキャンペーンによる環境活動を支援します。
- ・学校生活を通じ、環境にやさしいライフスタイルを学ぶしくみとして、学校版 ISO の導入を検討します。

●市民の環境学習機会の充実

- ・市民団体等と連携し、環境に関する各種イベントや講座などを開催し、市民の環境学習の機会を充実します。

取り組み方針2 協働の取り組みを広げよう

(1) 地域環境活動の活性化

●地域ぐるみによる環境活動の充実

- ・町会や学校、事業者などと連携して、多様な市民が参加する環境を軸とした地域活動の活性化を図ります。

(2) 市民団体活動の活性化

●市民団体活動に関する情報発信

- ・環境関連のコミュニティ団体、ボランティアサークル、NPO など、各種の市民団体の活動内容の紹介や参加者募集などについて、様々な媒体を活用し、積極的に情報発信します。

●環境リーダーの育成

- ・環境活動に関する専門的な知識や分かりやすい指導方法などを習得する機会を支援し、環境リーダーを育成します。

●市民団体活動のネットワーク化

- ・環境関連の各種市民団体の相互交流を促し、団体・グループのネットワークづくりを進め、活動の活性化を図ります。

第6章 各主体の環境行動ガイドライン

市の望ましい環境像の実現には、環境施策の充実に加え、市民、事業者および市の各主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たすための行動が不可欠となります。

環境行動ガイドラインとは、市民および事業者の方々に向けた、環境保全につながる具体的な行動の目安や手引きとなるものです。

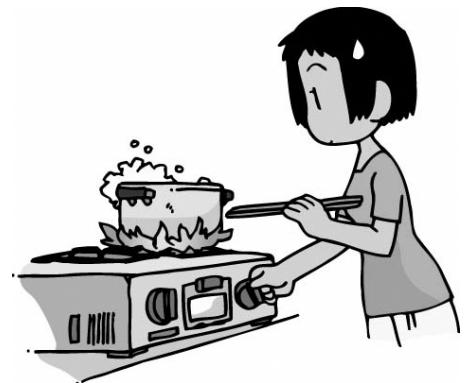
以下の環境行動ガイドラインを参考にし、各場面で実践できる環境行動について、工夫をしながら、自主的かつ積極的な行動への第一歩を踏み出しましょう。

また、市は、市内の一事業者として、本項に示す「市の率先環境行動」の各項目に基づき、率先的な環境行動を実践していくこととします。

6-1 市民の環境行動ガイドライン

(1) 「台所」での環境行動ガイドライン

- 食用油は油こし器を使うなど、できるだけ使い切るようにしましょう。
- 洗剤は薄めて使用し、なるべく合成洗剤ではなく石鹼洗剤を使用しましょう。
- 食料は腐らせないように適量を購入し、調理の際には食べきる量を考慮して、残り物が出ないように心がけましょう。
- 三角コーナーは、水切り袋を使用し、残飯や調理くずなどを排水口へ流さないようにしましょう。
- 米のとぎ汁は、植物のまき水に使いましょう。
- ラップはできるかぎり使わず、なるべく保存容器を使いましょう。
- コンロの火は、なべ底からはみでないようにしましょう。
- なべの裏底の水分をふき取ってから火にかけましょう。



(2) 「買い物」の時の環境行動ガイドライン

- 過剰包装を断わり、マイバッグを持参して、レジ袋をもらわないようにしましょう。
- 買い物をする時は必要かどうかよく考え、長く大切に使えるものを買きましょう。
- 飲み物は、なるべくリターナブルびんを買きましょう。
- リターナブルびんやリユース（再利用）、リサイクル（再資源化）商品を選んで買きましょう。

- 詰め替え可能な商品や、エコマーク、グリーンマークのついた商品を買きましょう。
- トイレtpーパーは、できるだけ再生紙の物を買きましょう。
- 電化製品は、省エネ型のものを買きましょう。



(3)「ごみ出し」の時の環境行動ガイドライン

- ごみの分別を徹底しましょう。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装などの分別を徹底し、資源物の適正回収に努めましょう。
- 次の物をその他の紙類のリサイクルに混ぜないようにしましょう。(写真、感熱紙、ビニール加工の紙、油紙など)
- 生ごみを出すときは、水気を切ってから出しましょう。
- まだ利用できるものは、バザーやフリーマーケットに出しましょう。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などは、家電リサイクル法にのっとり適正に処理しましょう。
- 行楽先のごみは、自宅に持ち帰りましょう。



(4)「庭やベランダ」での環境行動ガイドライン

- 庭やベランダに花や緑を植えましょう。
- ごみなどを庭や畑で野焼きをしないようにしましょう。
- 庭に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫が来るようにしましょう。
- 殺虫剤や除草剤をなるべく使わないようにしましょう。
- 夏の朝や夕方には、庭やベランダなどで打ち水をしましょう。



(5)「居間など」での環境行動ガイドライン

- エアコンの設定温度は、夏は 28℃、冬は 20℃を目安にしましょう。
- 冷暖房を効率的に使うために、雨戸やカーテン、ブラインドを閉めましょう。
- エアコンのフィルターはこまめに掃除しましょう。
- 照明はこまめに切り、白熱球を控え、LED電球など環境にやさしい照明を使いましょう。
- 冷蔵庫の中に食品を詰め込み過ぎないようにしましょう。
- 風呂は暖かい季節は水をためておき、冬は沸かす直前にためましょう。
- 風呂は二度沸かししないよう、沸いたらすぐに入るようにしましょう。
- 待機電力を消費する電化製品（リモコンやタイマー付）は、就寝時などに主電源を切りましょう。
- アイロンはまとめて、低温扱いはOFFにして余熱でかけましょう。
- 換気扇に油やホコリなどがたまらないよう、定期的に掃除をしましょう。
- 掃除機はあらかじめ部屋の片づけをしてからかけましょう。
- 電化製品を使用しないときは、主電源を切り、コンセントを抜きましょう。



(6) 「水を使用、排水する」時の環境行動ガイドライン

- 洗顔や歯みがきのときには、こまめに水を止めましょう。
- 蛇口に節水器具を取り付けましょう。
- 洗濯のとき、洗剤を使いすぎないようにしましょう。
- 洗濯に風呂の残り湯を使いましょう。
- シャンプーやリンスを控えめに使いましょう。
- 缶や瓶類をすすいで出す時、新しい水ではなく洗濯物などの残り水ですすぎましょう。
- 洗車では洗剤やワックスを使いすぎないようにしましょう。



(7) 「地域」での環境行動ガイドライン

- 自転車を放置しないようにしましょう。
- 違法駐車をしないようにしましょう。
- ごみ出しのルールを守り、ごみ集積所（ステーション）をきれいに使いましょう。
- ペットのフンの後始末を徹底し、また、鳴き声やにおいなど近隣への配慮に努めましょう。
- タバコやごみのポイ捨てはしないようにしましょう。
- 家の周りを定期的に清掃し、「さわやか環境の日クリーンわらび市民運動」など地域や自主管理団体の美化活動に積極的に参加しましょう。
- 騒音や悪臭を出さないように注意しましょう。



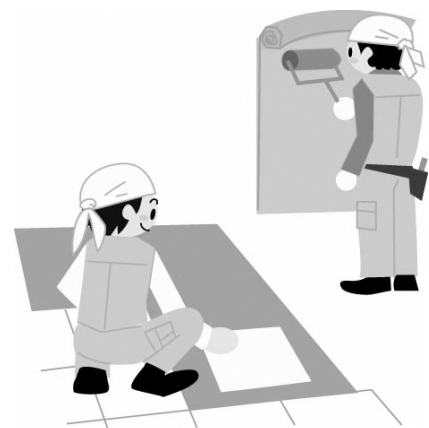
(8) 「外出」の時の環境行動ガイドライン

- 車の運転時は空ぶかしをせず、不要なアイドリングを止めるなどエコドライブを心がけましょう。
- 車の購入や買い換えの際は低公害車や低燃費車を選びましょう。
- 旅行は、マイカー運転を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。
- 近くに出かけるときは、徒歩や自転車を利用しましょう。
- 事前に道順を確認するなどして、車の無駄な走行を減らしましょう。



(9) 「住まいづくり」の環境行動ガイドライン

- 家を作るときは、夏涼しく、冬暖かい間取りの設計をしましょう。
- 住宅を新築・改築する際は、断熱材やヒートポンプ給湯器など、高効率で省エネルギー効果の高い資材や機器の利用を検討しましょう。
- ベランダや屋上で緑化を行いましょう。
- 雨水やエアコン室外機からの排水をためて、植木などの水やりに使いましょ。
- 雨水浸透ますや各種浸透施設を設置しましょう。
- 太陽光や太陽熱を利用した発電や、風力発電など、環境配慮型の新エネルギーの導入を検討しましょう。
- 冷蔵庫は直接陽のあたらないところに配置しましょう。
- エアコンの向きは、部屋の奥行きに近いほうに向け、風の方向に障害物がないようにしましょう。
- 冷房時のエアコンの室外機は、よしずなどで直射日光があたらないようにしましょう。
- 住宅を解体する時は、廃材などを適正に処理しましょう。



6-2 事業者の環境行動ガイドライン

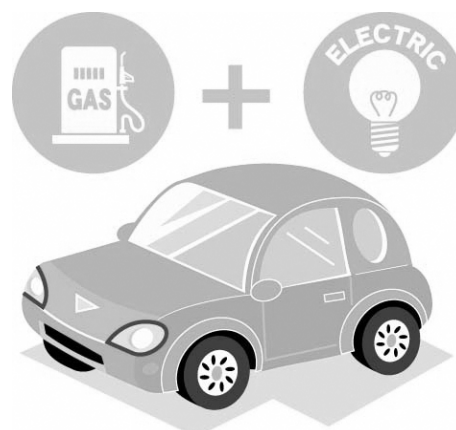
(1) 「ごみ出し」の時の環境行動ガイドライン

- 分別回収ボックスを設置するなど分別を徹底し、もえるごみの中に、紙類やプラスチック類など資源物が混入しないようにしましょう。
- リサイクル（再資源化）及びリユース（再使用）を進めましょう。
- 使い捨て製品（紙コップ、紙皿）の使用や購入を抑制し、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 産業廃棄物の積極的な再利用など排出削減に努めましょう。
- 規制をクリアーするだけでなく環境に配慮した事業活動をしましょう。
- 有害物質などを排出せず、管理を徹底しましょう。



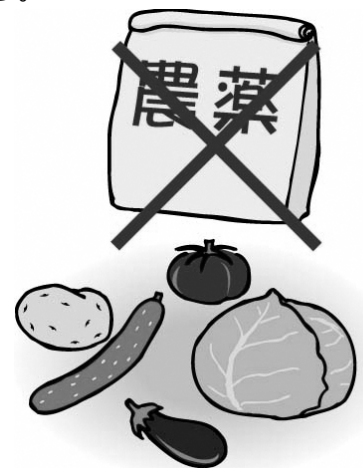
(2) 「自動車の利用」の時の環境行動ガイドライン

- 燃費や安全性が向上するよう車の点検・整備はこまめに行いましょう。
- 不要なアイドリングを止めるなど省エネ運転をしましょう。
- 車を購入する際は低燃費車を選びましょう。
- 無駄な荷物などは積まないようにしましょう。
- 渋滞を招く違法駐車はしないようにしましょう。
- 自転車利用や自動車の相乗りなどによって、マイカー通勤の自粛をすすめましょう。
- 共同輸送を行うなど配送、物流の効率化をはかり、車両の適正利用に努めましょう。



(3) 「製造・販売」時の環境行動ガイドライン

- ・マイバッグ運動などをして、レジ袋削減を行っていきましょう。
- ・自動販売機には回収ボックスを設置しましょう。
- ・エネルギー使用量（電気・ガス・石油類）を把握し、削減計画をたてましょう。
- ・生産工程や製品を見直して、原材料の使用量削減や廃棄物を減量しましょう。
- ・環境対策の担当部署を設置し、事業所全体で環境活動に取り組む体制づくりを構築しましょう。
- ・過剰な包装・梱包は控え、製品のリサイクル（再資源化）及びリユース（再使用）を徹底し、環境配慮型製品の製造に努めましょう。
- ・周囲の迷惑となる騒音・振動・悪臭が発生しないようにしましょう。
- ・低騒音・低振動型の機器を使用しましょう。
- ・製造工程での節水対策を実施しましょう。
- ・低・減農薬商品や地元産商品等の提供に努めましょう。



(4) 「施設やその周り」での環境行動ガイドライン

- ・敷地内に花や緑を植えたり、屋上緑化などを行い、建築物や屋外広告物の設置にあたっては景観への配慮に努めましょう。
- ・開発を行う際は、自然や景観に配慮し、生態系への影響を最小限にとどめましょう。
- ・再生可能エネルギー導入に関心を持ちましょう。（太陽光、太陽熱、バイオマスなど）。
- ・施設や施設の周辺は定期的に清掃しましょう。
- ・透水性舗装や浸透ます等の雨水浸透施設を設置しましょう。
- ・敷地内に雨水貯留施設などを設置し、雨水を再利用しましょう。
- ・音が発生する施設では防音材を使用するなど防音構造にしましょう。
- ・飲食店などでは、換気扇から出る煙や悪臭が周りの人の迷惑にならないように配慮しましょう。
- ・日照・電波障害・光害などへの配慮をしましょう。
- ・ごみなどを敷地内で焼却しないようにしましょう。



(5) 「地域の中での事業所」としての環境行動ガイドライン

- 従業員に対して環境教育を実施しましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得を検討しましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に参加しましょう。
- 公害に関する管理目標を設定するとともに、定期的な点検・調査を行うなど、事業活動の適正管理に努めましょう。
- 事業所での環境への取り組みを市民に公開しましょう。
- 環境市民団体への支援・協力をしましょう。



6-3 市の率先環境行動

(1) 省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

- ・事務室、廊下などは、業務に支障がない程度に間引き照明などにより減灯します。
- ・給湯室については、使用後の消灯を徹底します。
- ・休憩時間には、窓口部門などの必要な照明を除き、消灯します。
- ・時間外勤務時には、不必要な箇所を消灯します。
- ・エレベーターの使用を控え、階段を使用します。
- ・毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底します。

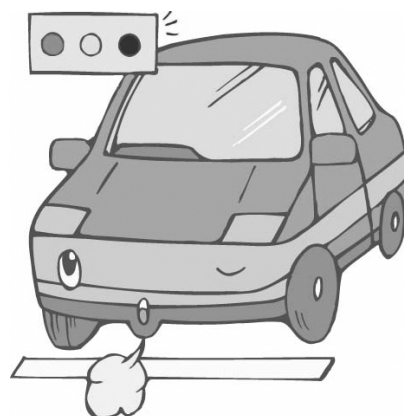


②燃料使用量の削減（施設・設備など）

- ・空調の適温化を徹底するとともに、冷暖房時には空調効率の向上に努めます。
- ・夏期におけるクールビズを継続して実施します。
- ・夏期及び冬期にはブラインドの活用などにより、室温の調整を工夫します。
- ・燃料などの使用については、その用途に応じ使用量の削減に努めます。

③燃料使用量の削減（自動車）

- ・アイドリング時間の短縮など、公用車の効率的な運転を行います。
- ・急発進・急加速・空ぶかしをせず、経済速度での走行に努め、エコドライブを徹底します。
- ・常に適正な車両状態で公用車を運行するために、定期的な点検・整備を行います。
- ・外勤時の公共交通機関利用に努めます。



(2) 省資源の推進

①紙使用量の削減

- 紙の両面使用、両面コピーを励行します。
- 複写機、パソコンなどの使用におけるミスコピー、ミスプリントの防止に努めます。
- 簡潔明瞭な文書・資料の作成に心掛け、会議資料などのページ、部数は必要最低限にとどめます。
- 資料の共有化などにより、手持ち資料を減らす工夫をします。

②水使用量の削減

水道水を出しっぱなしにしないなど、節水に努めます。

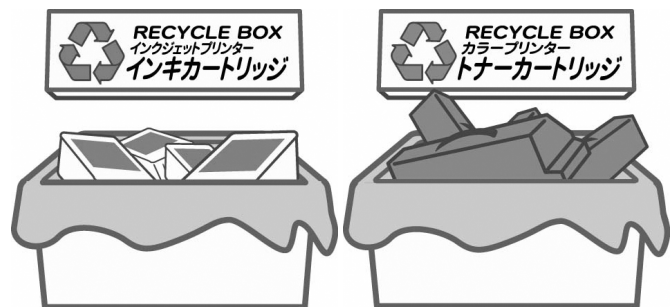
- トイレの使用にあたっては、適切な水流量に配慮します。
- 洗車は必要最小限にし、ため洗いをします。
- 節水シールなどを貼付し、節水を呼びかけます。



(3) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

① 廃棄物排出量の削減

- 物品の計画的な購入などにより、適切な在庫管理を行います。
- 物品の購入にあたっては、包装のないものを優先します。
- 物品などは、使い捨て製品の購入・使用を抑制し、できる限り長期間使用します。
- リターナブル（再利用可能）容器の物品などの購入を推進します。
- OA機器などで使用するトナーカートリッジ容器などは、リサイクルするために業者での引き取りを徹底します。
- 部局間における備品保有状況の情報交換などにより、備品の相互利用に努めます。
- 各種行事（会議を含む）の開催時には、ごみの排出をできるだけ削減します。
また、リユース（再使用）またはリサイクルできる資材、物品の使用に努めます。
- 使用済封筒、不要紙、ファイルなどの再使用に努めます。
- 茶がらなどの生ごみの水きりを徹底します。



② 廃棄物排出量における資源ごみ及び資源回収割合の増加

- 古紙のリサイクルを徹底します。
- 回収用の古紙には、回収不適のもの（禁忌類）を混ぜないようにします。
- 古紙、雑誌、ダンボール、その他の紙類などは資源回収に出します。
- 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装などは資源回収に出します。
- 資源などの分別収集のための資源回収容器などを適切に配置します。

(4) 環境に配慮した製品の使用

①再生紙使用の促進

- コピー用紙については、再生紙を使用します。
- 印刷などに用いる上質紙などは、原則として再生紙を使用します。
- 印刷物の発注にあたっては、原則として再生紙の使用を条件として発注します。
- トイレtpーパーなどの衛生紙は、古紙配合率が100%のものを選択します。



②環境物品（エコ商品）の調達推進

- グリーン購入を促進するための情報の収集に努めます。
- 事務用品、庁用物品などについては、原則として「エコマーク」「グリーンマーク」などの表示のある製品を選択します。
- OA機器、家電の調達にあたっては、節電などに配慮した省エネルギー型製品を選択します。
- 車両の導入にあたっては、緊急車両、特殊車両を除き、公用車を更新もしくは新たに購入する際には、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス車）を優先的に導入します。



(5) 環境に配慮した公共工事の推進

①建設リサイクル法に沿った公共工事の推進

- 再生資源・再生材料の積極的な利用に努めます。
- 建設発生土の抑制や再利用促進、適正処分に努めます。
- 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物などの建設副産物の再利用に努めます。
- 工事発注者として、排出ガス対策型および低騒音・低振動型建設機械の使用促進を図ります。
- 発生する建設廃棄物の処分状況についてはマニフェスト制度を利用して確認します。



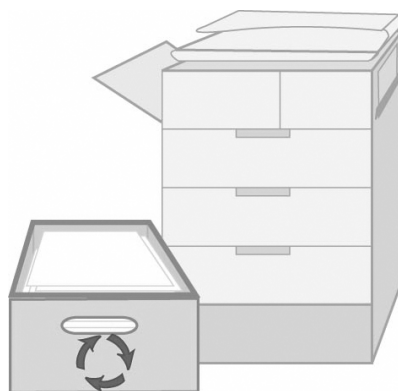
(6) 環境に配慮したオフィス運動

① 1課1運動の推進

- 各課において、環境に配慮したオフィス運動を実現します。

【取組み例】

- 不要になった書類などにあるホッチキス針の回収
- ミスコピーの減少運動
- 市内へのお出張の自動車から自転車への乗り換えの促進
- ノー残業デーの推進
- 使用済み用紙の裏面使用（ただし、個人情報記載の用紙を除く） など



第7章 計画の推進方策

7-1 各主体の役割

(1)市の役割

市は、蕨市環境基本条例および蕨市環境基本計画にもとづき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全および創造に向けての各施策を推進します。

また、市民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市が実施する事務および事業において率先した環境保全活動の取り組みを推進します。

(2)市民の役割

市民は、市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

また、望ましい環境像の達成に向けて市や事業者と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域の取り組みや市の施策へ積極的に参加・協力します。

(3)事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、望ましい環境像の達成に向けて市や市民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力します。

7-2 計画の推進体制

(1) 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを Plan(計画)→Do(実施)→Check(点検)→Action(行動)といった PDCA サイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(2) 蕨市環境状況報告書の作成・公表

計画推進の実効性を明らかにするため、環境に関する各種データや、計画の推進状況について「蕨市環境状況報告書」として資料をとりまとめ、広報紙やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

(3) 計画の推進体制

環境施策の実施状況については、定期的な調査・情報収集を行い総合的かつ計画的に推進していきます。

① 蕨市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくとともに、市民の意見・提言を受けることを目的に、環境施策に関する取り組みの実施状況について蕨市環境審議会に、報告し、意見・提言を受けます。

② 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁、廃棄物処理など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

資料編

蕨第250131号
平成25年1月31日

蕨市環境審議会会長 様

蕨市長 頼高英雄

蕨市環境基本計画（素案）について（諮問）

蕨市は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めた蕨市環境基本条例を平成13年3月に制定し、同条例に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、蕨市環境基本計画を平成15年3月に策定いたしました。同計画については、計画期間が平成15年度から10年間となっており、平成24年度末をもって終了となることから、この度、新しい環境基本計画を策定することになりました。

そこで、蕨市環境基本計画（素案）についてご審議いただきたくようお願い申し上げます。

平成25年3月15日

蕨市長 頼高 英雄 様

蕨市環境審議会
会長 秋山 滋雄

蕨市環境基本計画（素案）について（答申）

平成25年1月31日付蕨第250131号で諮問のあった「蕨市環境基本計画（素案）について」慎重に審議した結果、概ね妥当と判断し、次の意見を付して答申をします。

記

- 1 本計画が着実かつ確実に推進されるよう、計画の進行管理の仕組みを構築されたい。
- 2 蕨戸田衛生センター組合にて策定される「ごみ処理基本計画」と連携を図り、ごみの減量化に向けた一層の取り組みを推進されたい。
- 3 小型家電リサイクル法が施行されることに対して、国や県、周辺自治体と協力して、スムーズな運用を図られたい。
- 4 蕨市の将来を担う子どもたちの考え方や意向について、把握される機会を設け、幅広い世代が協働できる環境づくりに向けた仕組みを構築されたい。
- 5 地球温暖化対策、エネルギー対策、循環型社会の形成など、新たな環境問題への対応に向けて、より具体的な手法を持って、取り組みを推進されたい。

資料3 蕨市環境審議会名簿

(順不同、敬称略)

氏名	選出区分	備考
金子 健二	学識経験者（蕨戸田市医師会）	
岡田 裕子	学識経験者（蕨市薬剤師会）	
今井 良助	市議会議員（総務常任委員長）	
志村 茂	市議会委員（環境福祉経済常任委員長）	
大石 幸一	市議会議員（教育まちづくり常任委員長）	
秋山 滋雄	市民の代表（町会長）	会長
蓑毛 五夫	市民の代表（町会長）	
高橋 慶助	事業者の代表（農業委員会会長）	
小田嶋 弘	事業者の代表（商業関係者）	
徳丸平太郎	事業者の代表（工業関係者）	会長代理
大矢 宗男	関係行政機関の職員（川口保健所）	
三津原 強	関係行政機関の職員（蕨警察署生活安全課）	
小川 博	関係行政機関の職員（蕨市消防本部）	

(任期 平成24年11月1日～平成26年10月31日)

資料4 蕨市環境基本計画策定庁内連絡会名簿

氏 名	所 属
今井 武	市民生活部長
小柴 正樹	庶務課長
関 久徳	政策企画室長（次長）
北田 実	安全安心推進課長
小谷野賢一	商工生活室長
高橋 稔明	まちづくり推進室長（次長）
飛澤 正人	建築課長（次長）
瀬之口孝一	道路公園課長
青鹿 正	区画整理課長
上仮屋 誠	下水道課長補佐
五十嵐詩郎	学校教育課長（次長）
小松 正博	生涯学習課長（次長）
奥田 良一	水道部業務課長

資料5 市民アンケートの結果概要

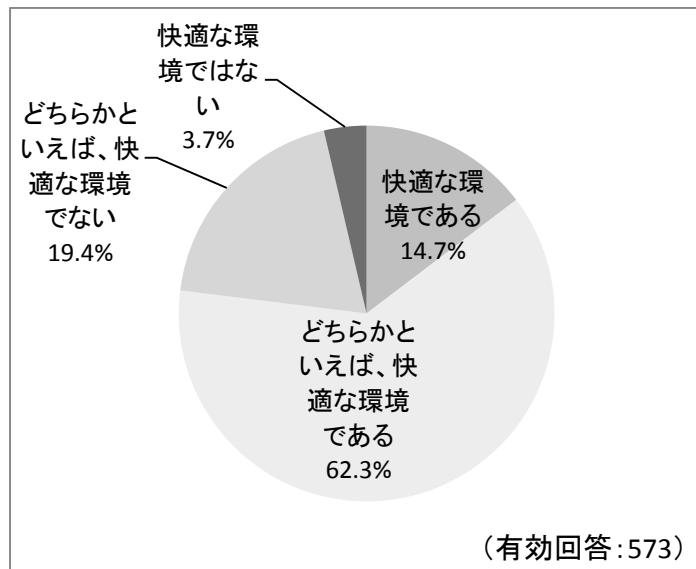
(1) 調査の概要

- 配布数 : 2000 通 (住民基本台帳による無作為抽出)
- 配布・回収方法 : 各世帯ポストへの直接投函による配布、郵送による回収
- 配布・回収期間 : 11 月
- 回収数 : 579 通 (回収率 29.0%)

(2) 現在の身近な環境

現在の身近な環境に対する認識については、「快適な環境である」が 14.7%、「どちらかといえば、快適な環境である」が 62.3%あり、肯定的な意見が多くなっている。

ただし、「どちらかといえば、快適な環境ではない」も 19.4%ある。



(3) 環境を快適である・快適でないと思う理由

環境が快適と思う理由についての記述回答では、公園や街路樹等の緑が豊かだとする意見が 176 件と最も多く、次いで、買い物や公共施設の利用に関し利便性が高い、静かで落ち着いた環境、交通の便に恵まれているなどが多くあげられている。住宅地としての良好な環境と利便性の高さを評価する意見が多く、近隣関係の良さなども評価されている。

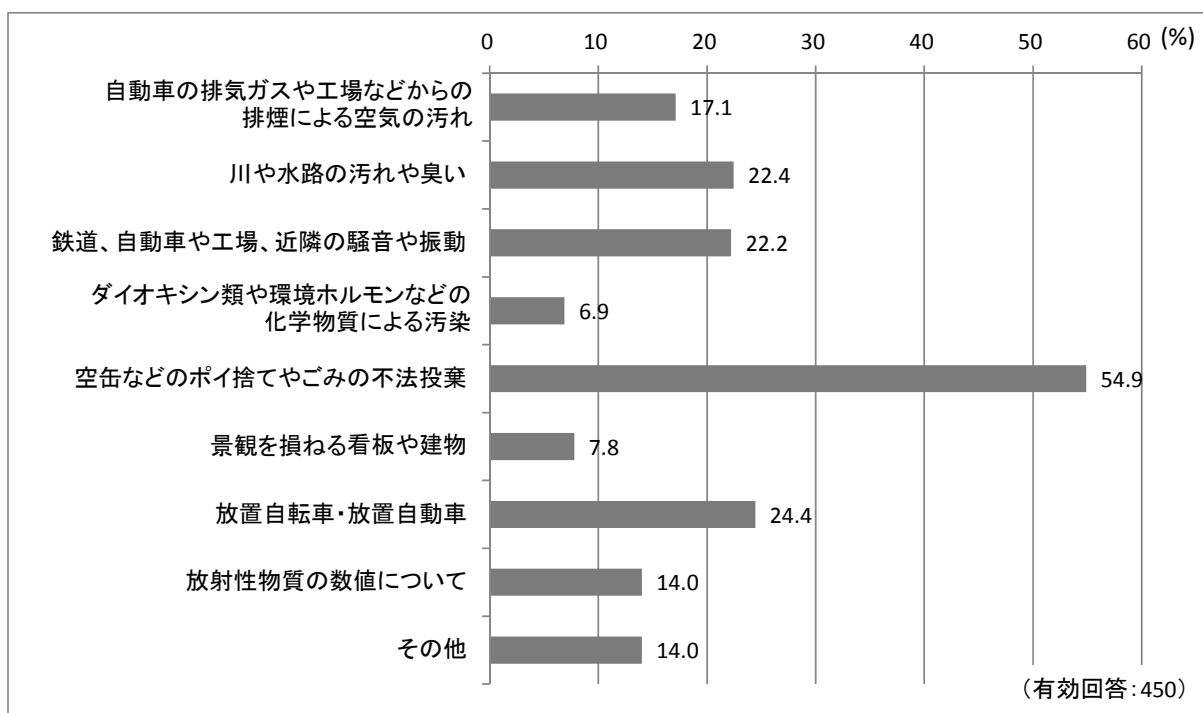
一方、環境が快適でないと思う理由としては、放置ごみ・ポイ捨て、道路整備の不足、交通騒音・振動、水路・下水の水質の悪化や悪臭など、まちの美化や衛生面への不満、道路・交通に関する不満などが比較的が多くなっている。また、ペットのフンの放置や近隣騒音など、生活のマナー不足に起因する問題も多くあげられている。



(4) 身近な環境について気にかかる問題

身近な環境に関する気にかかる問題としては、「空缶などのポイ捨てやごみの不法投棄」が54.9%と過半を占め、際立って高い関心を集めている。

次いで、「放置自転車・放置自動車」が24.4%、「川や水路の汚れや臭い」が22.4%、「鉄道、自動車や工場、近隣の騒音や振動」が22.2%、「自動車の排気ガスや工場などからの排煙による空気の汚れ」が17.1%と、主に都市環境に関わる問題への関心がやや高くなっている。

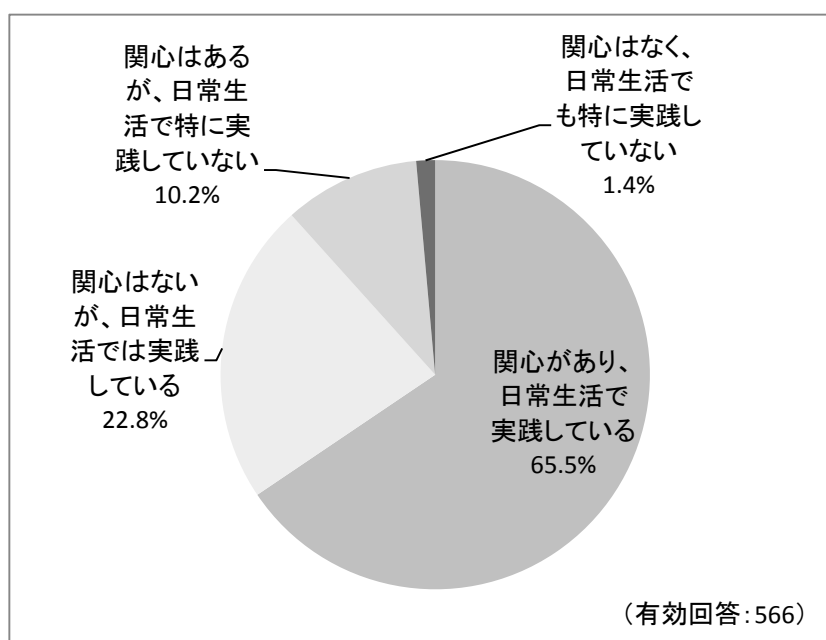


(5) リサイクルや省エネルギーへの関心、実践状況

リサイクルや省エネルギーへの関心や実践については、「関心があり、日常生活で実践している」が65.5%と、関心を持ち実践をしている層が最も多くなっている。

「関心がないが、日常生活では実践している」も22.8%あり、関心に関わらず実践している割合は、8割超となっている。

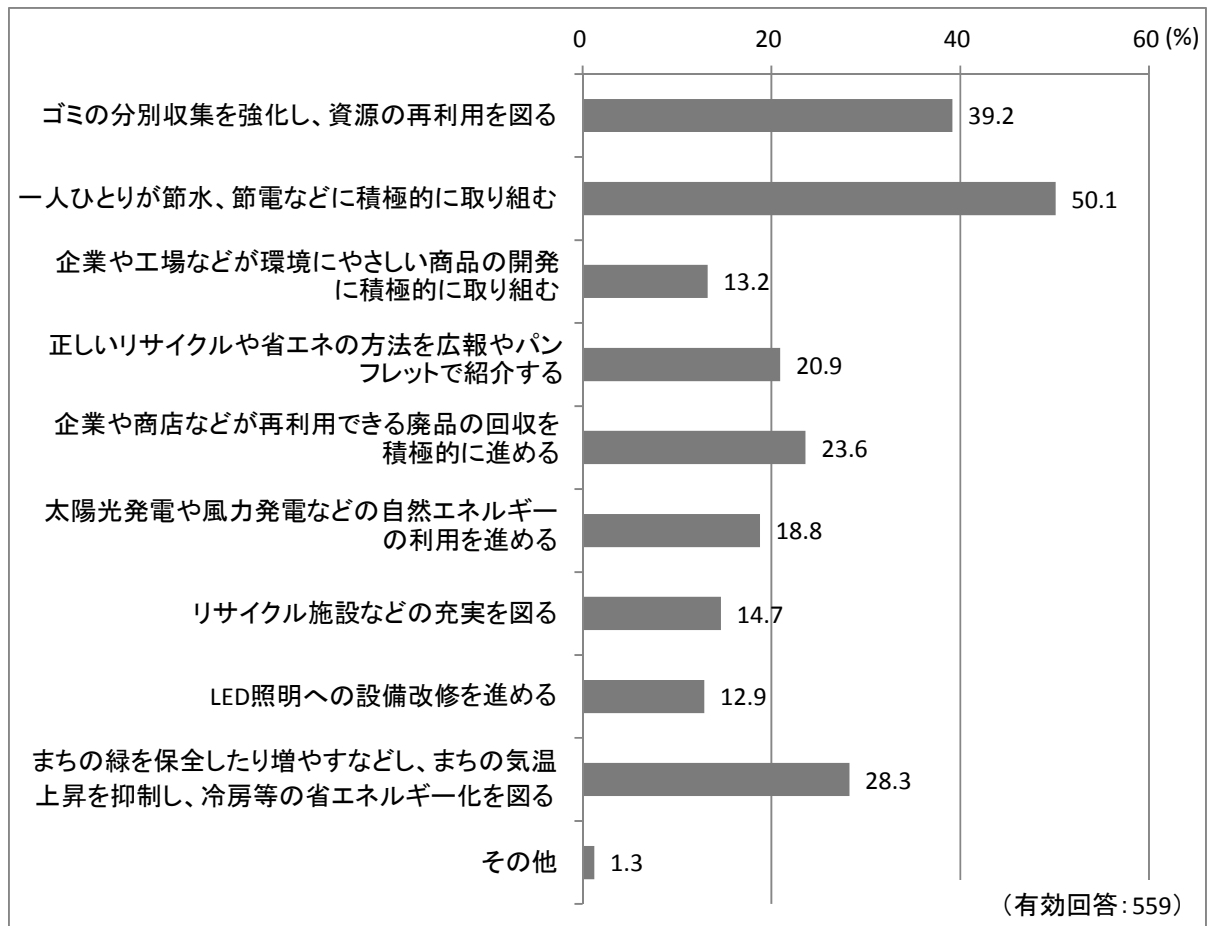
一方で、「関心はあるが、日常生活で特に実践していない」も10.2%ある。



(6) リサイクルや省エネを進めるうえで、重点的に取り組むべきこと

リサイクルや省エネを進めるうえで、重点的に取り組むべきことでは、「一人ひとりが節水、節電などに積極的に取り組む」が 50.1%を占め、次いで「ゴミの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が 39.2%、「まちの緑を保全したり増やすなどし、まちの気温上昇を抑制し、冷房等の省エネルギー化を図る」が 28.3%と、個人個人の行動の推進とごみ行政、緑化施策の強化などが重視されている。

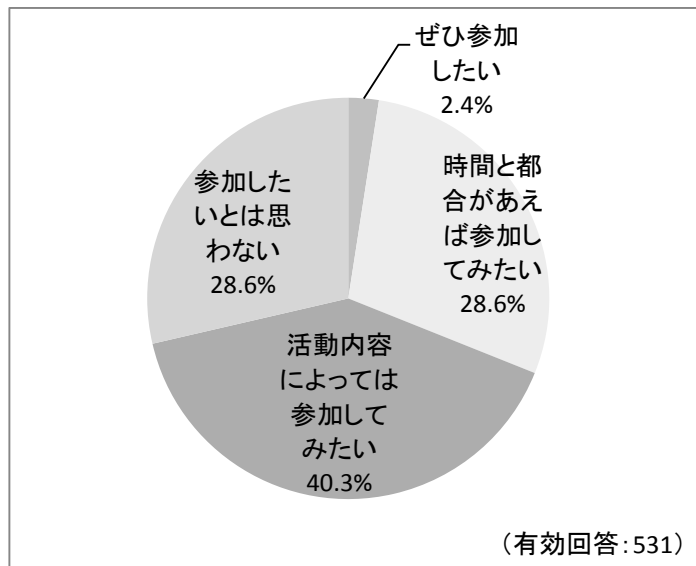
その他の対策については、概ね 10~20%の割合となっている。



(7) 市民の自主的な環境づくり活動への参加意向

市民の自主的な環境づくりへの参加については、「ぜひ参加したい」は 2.4%と非常に少なくなっている。

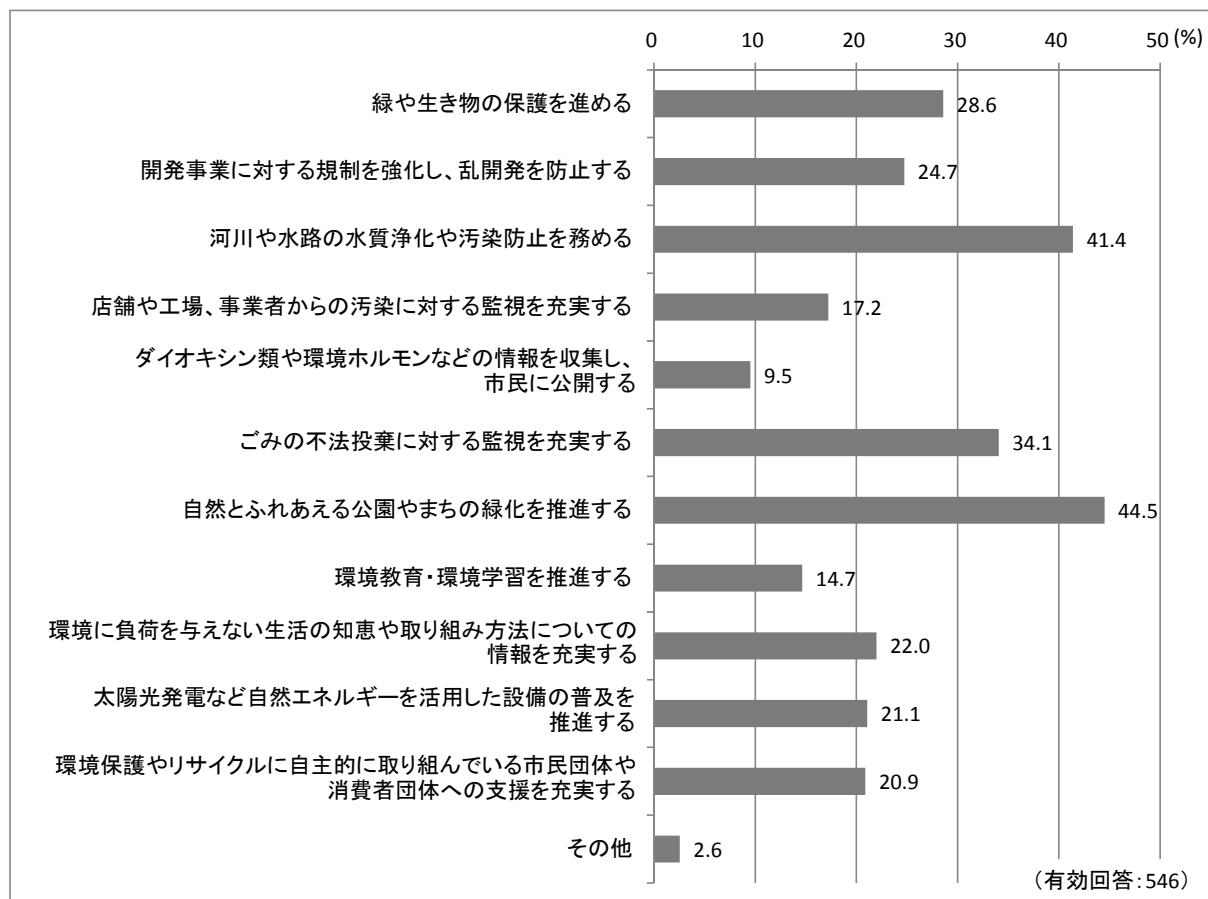
ただし、「活動内容によっては参加してみたい」が 40.3%、「時間や都合があれば参加してみたい」が 28.6%と、何らかの参加意向を示す層は約 7割あり、多くの市民が環境づくり活動への興味を持っているものと考えられる。



(8) 行政が特に優先して取り組むべき施策

行政が特に優先して取り組むべき施策としては、「自然とふれあえる公園やまちの緑化を推進する」44.5%と最も多く、次いで「河川や水路の水質浄化や汚染防止を務める」が41.4%、「ごみの不法投棄に対する監視を充実する」が34.1%となっている。

また、「緑や生き物の保護を進める」が28.6%、「開発事業に対する規制を強化し、乱開発を防止する」が24.7%あり、主にまちの美観や緑・自然の保全・育成などを行政に求める声が多くなっている。



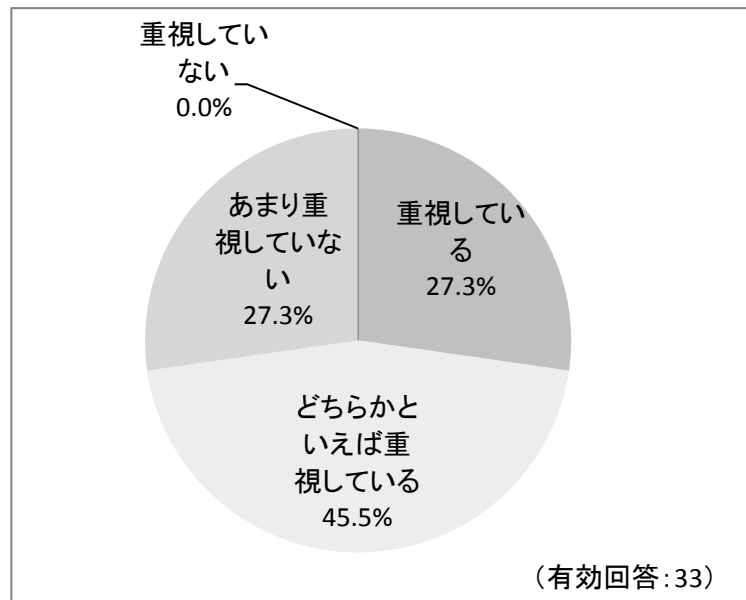
資料6 事業者アンケートの結果概要

(1) 調査の概要

- 配布数 : 100 通 (無作為抽出)
- 配布・回収方法 : 各事業所ポストへの直接投函による配布、郵送による回収
- 配布・回収期間 : 11 月
- 回収数 : 33 通 (回収率 33.0%)

(2) 経営方針における環境配慮の状況

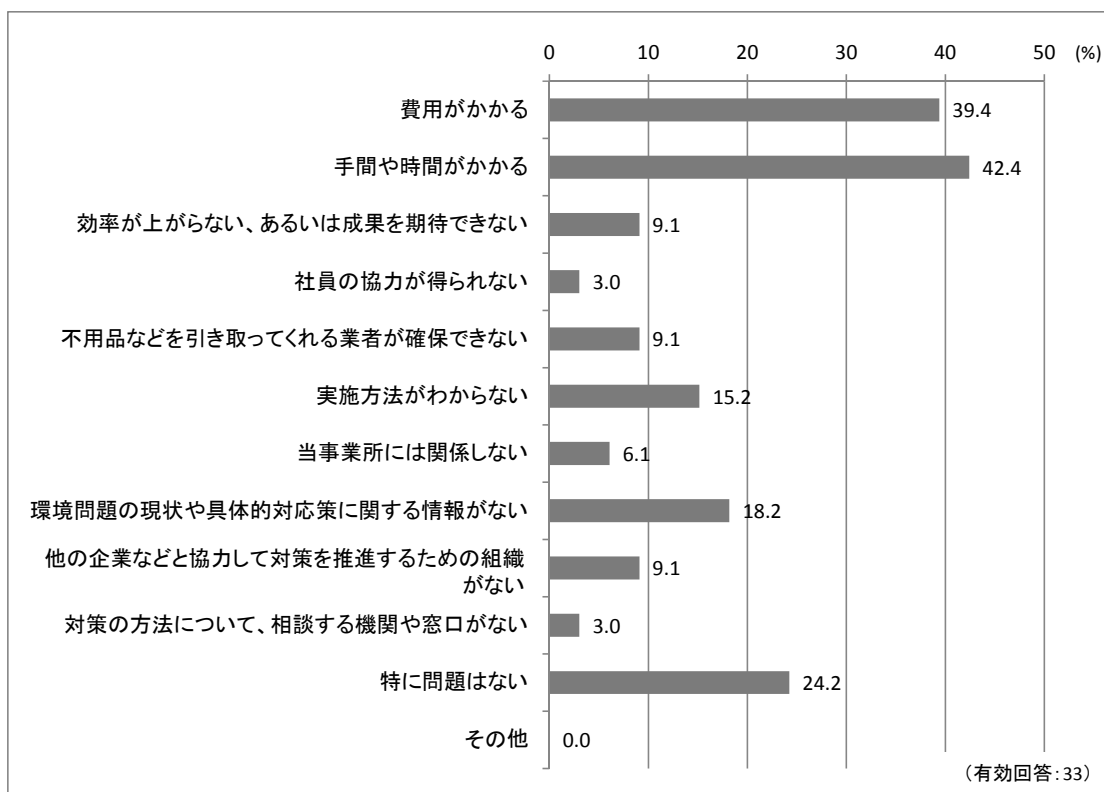
経営方針における環境配慮の状況としては、「どちらかといえば重視している」が 45.5%と最も多く、「重視している」27.3%と合わせると、7割超が重視していると回答している。



(3) 環境に配慮した取り組みを実施する上での問題点

環境に配慮した取り組みを実施する上での問題点としては、「手間や時間がかかる」が 42.4%、「費用がかかる」が 39.4%と特に高く、手間・時間・費用が主な問題点といえる。

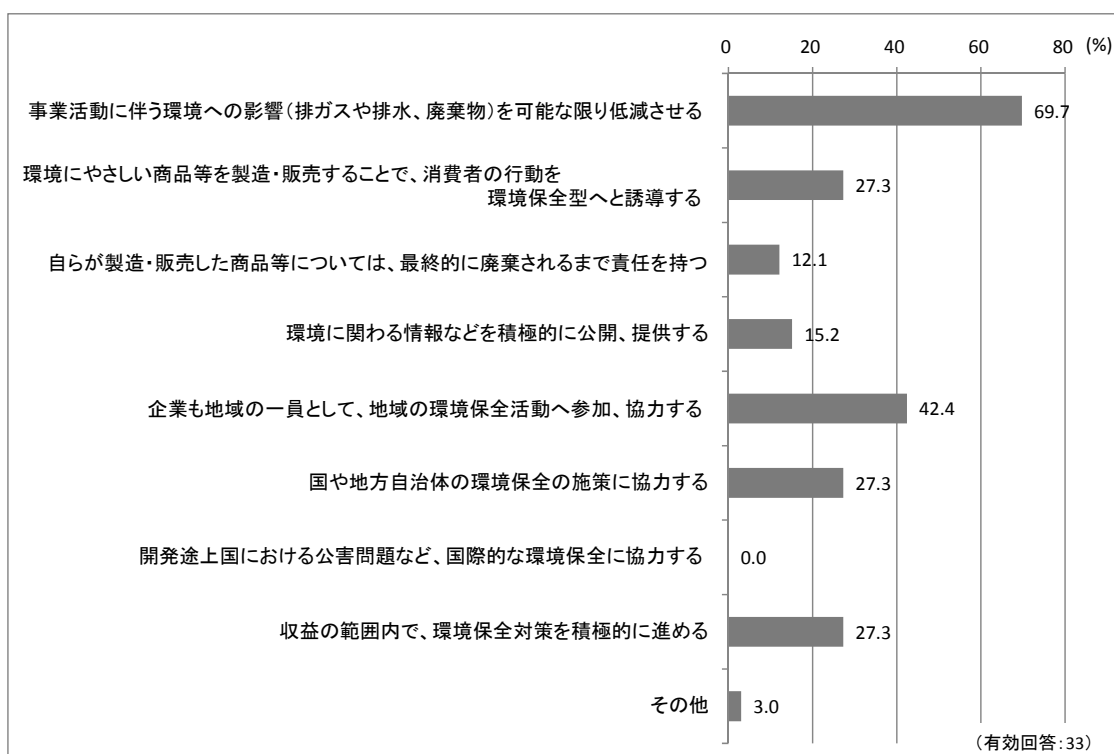
次いで「環境問題の現状や具体的対応策に関する情報がない」が 18.2%、「実施方法がわからない」が 15.2%と、情報・知識の不足をあげる声も比較的が多い。一方、「特に問題はない」も 24.2%ある。



(4) 環境保全に対する企業の責任

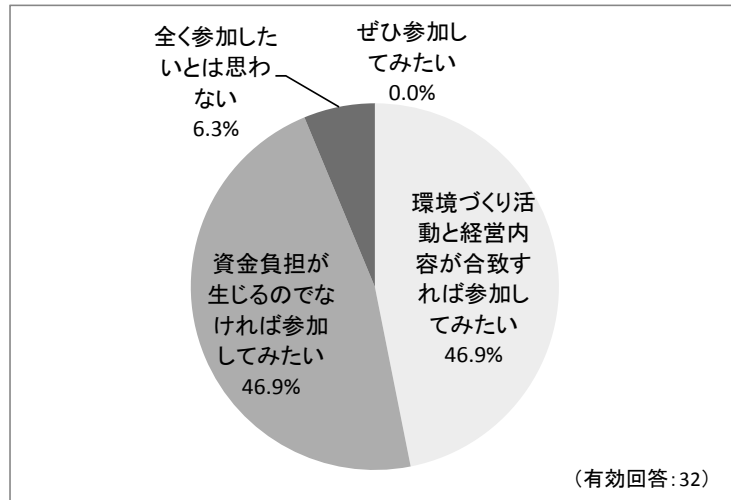
環境保全に対する企業の責任については、「事業活動に伴う環境への影響（排ガスや排水、廃棄物）を可能な限り低減させる」が 69.7%と最も多く、有害物質や廃棄物の排出について、当事者としての責任が感じられている。

次いで「企業も地域の一員として、地域の環境保全活動へ参加、協力する」が 42.4%と、地域との協力についての責任も比較的意識されている。



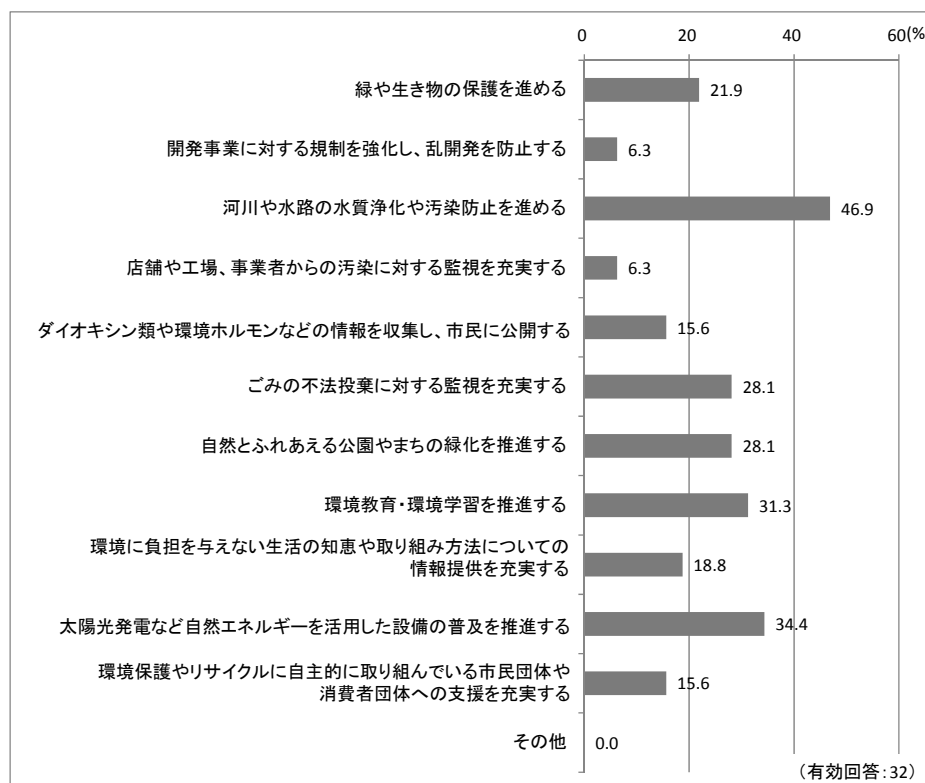
(5) 市民・事業者の連携による自主的な環境づくり活動への参加意向

市民・事業者の連携による自主的な環境づくり活動への参加意向については、「環境づくり活動と経営内容が合致すれば参加してみたい」と「資金負担が生じるのでなければ参加してみたい」がともに 46.9%であり、何らかの参加意向を示す事業者は9割を超える状況となっている。ただし、「ぜひ参加してみたい」との回答はなかった。



(6) 行政が特に優先して取り組むべき施策

行政が特に優先して取り組むべき施策としては、「河川や水路の水質浄化や汚染防止を務める」が 46.9%と特に多く、次いで「太陽光発電など自然エネルギーを活用した設備の普及を推進する」が 34.4%、「環境教育・環境学習を推進する」が 31.3%、「ごみの不法投棄に対する監視を充実する」並びに「自然とふれあえる公園やまちの緑化を推進する」が 28.1%となっており、まちの水や緑・美化、環境学習面での行政の役割が期待されている。



資料7 蕨市環境基本条例

○蕨市環境基本条例

平成13年3月30日条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第8条—第17条）

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制（第18条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条）

附則

私たちのまち蕨市は、かつて中山道の第2の宿場として、また織物の生産地として近郷の中心的な役割を果たしてきた。また、近年は、首都圏の近郊都市として都市化が進展するなか、武蔵野の大地の恩恵を享受し、多くの先人が築いてきた独自の生活や文化を継承しながら着実に発展を続けてきた。

しかしながら、利便性や物質的な豊かさを追求する私たちの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるほど環境への負荷を増大させており、その結果すべての生物の存続の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

また、蕨市においても特に緑地空間の減少、用水路・水辺の喪失、自動車公害、廃棄物の問題等、過密都市ゆえの身近な環境に係る諸問題も深刻化しつつある。

こうした中、私たち蕨市民は「みんなで力を合わせ、住みよい、美しいまちをつくること」を蕨市民憲章で宣言し、コミュニティ活動を推進し、更に、公害防止や自然環境保全などに取り組んできた。

しかし、今日の環境問題は、複雑で多種多様化しており、輝かしい21世紀を迎えた今、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会に変えていくとともに、地球環境保全のための新たな取組を積極的に進めていくことが求められている。

ここに、私たちは、市民、市、事業者、市民団体等すべての者の参加と協働により、かけがえのない自然を守り、環境にやさしい日常生活を営み、誰もが安心して快適に生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら

努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境への配慮の優先)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、蕨市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、第23条に定める蕨市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、騒音、振動、悪臭その他生活環境及び自然環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、市民、事業者及び市民団体が環境の保全及び創造のための活動を促進するため、助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の整備その他の都市の快適な生活環境の創造に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実

により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、前条の環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者、市民団体等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視及び測定の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第 20 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民団体等との協働)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に取り組む市民団体等を育成するために必要な支援を行うとともに、協働して施策が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、蕨市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項に関すること。

3 審議会は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表

(4) 事業者の代表

(5) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例（以下「新条例」という。）は、平成13年4月1日から施行する。

(蕨市環境審議会条例の廃止)

2 蕨市環境審議会条例（昭和41年蕨市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の蕨市環境審議会条例第2条の規定により任命されている委員（以下「廃止前の委員」という。）は、新条例第23条の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における廃止前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

資料8 用語解説

【あ行】

●ISO14001

環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

●アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人一人の心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

●環境家計簿

電気やガス、水道の使用量を記録することで、エネルギー使用量と、それに伴う二酸化炭素排出量の削減に役立てるもの。それぞれの家庭ごとに、前年度からの削減目

標を決め取組を進めている。

●環境学習

人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるように、環境について学ぶこと。

●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

●環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のこと。

●環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。

環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 がある。

●クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネス

スタイルのこと。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への配慮から必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいう。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

●グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のための目印。環境ラベリング制度の一つ。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

●公害

環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。

●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

【さ行】

●振動

その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすこと。

●水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業/牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

●生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。環境基本法で定義されている典型七公害のひとつであり、環境基準が設定されている。

【た行】

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。他の化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などにもなって発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

●大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程など

から排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。

●太陽光発電

シリコンなどの半導体で作られた太陽電池を使い、太陽の光エネルギーを吸収して直接電気に変換する発電方式。枯渇の心配がなく、発電の際の二酸化炭素の排出がない。

●地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

●低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車などがある。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告(2007年)により、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大きくなることが報告されたことから、21世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提

案が行われるようになった。

●透水性舗装

路面の水を路盤以下に浸透させる舗装。集中豪雨の洪水緩和、地下水涵養、ヒートアイランド現象の緩和、水留まり防止を目的に都市部で適用される。騒音低減にも効果がある。

【な行】

●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

●野焼き

資材置場、個人住宅、建設作業現場、農地、工場などでのごみ焼きのほか、構造基準などに適合しない焼却施設による廃棄物の不適正焼却などをいう。ダイオキシン類の発生要因となるだけでなく、悪臭苦情の原因にもなる。

【は行】

●バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的な障壁を始め、制度面、心理面、情報面など、全ての障壁を除去するという考え方。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される

際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいかほど汚濁の程度が高い。

●ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語(biotop)で、野生生物の生息空間を意味する。最近では、池を設けたり草木を植えたりして、野生生物が住みやすい空間を再現したものを指すことが多い。

●浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち粒径が 10 ミクロン (1mm の 100 分の 1) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5ミクロン以下のもの (PM2.5) については、特に健康影響が指摘されている。

●ppm

英語で百万分の 1 を意味する言葉 (parts per million) の頭文字をとって作られた単位。% (百分率) と同じように、百万分の 1 を単位とする比率の概念 (百万分率)。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

●放射性物質

放射線を出す能力 (放射能) がある物質。放射性物質が放射線を出す能力を表す単位をベクレル (Bq) といい、放射線を受けることによる人の体への影響を表す単位をシーベルト (Sv) という。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 などの放射性物質が放出された。

【ま行】

●マイバッグ

買い物の時にレジ袋をもらわなくてすむよう持参した袋やバッグのことをいい、エコバッグともいう。ごみの減量化につながる行動。

【や行】

●屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。

【ら行】

●リサイクル

ごみを原料 (資源) として再利用すること。回収されたものを原材料として利用するマテリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルの 2 つに分けられる。

●リユース

使用済みの製品を再利用すること。

●類型

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関係する地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、類型として指定していく方式となっている。

蕨市環境基本計画

平成 25 年 3 月

〒335-0001 埼玉県蕨市北町 5-13-23

電 話：048-443-3706

ファックス：048-443-3709

メールアドレス：skankyous@city.warabi.saitama.jp

発 行：蕨市

編 集：蕨市 安全安心推進課 生活環境係